

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:15

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

延長保育と放課後児童クラブを併設運営する場合の職員配置基準の緩和

提案団体

東広島市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、保育士を最低2人(朝夕時間帯は保育士1人がいれば他1人は子育て支援員等も配置可)配置することが義務付けられており、同施設に併設して放課後児童クラブを開所している場合に、同クラブも放課後児童支援員を最低2人(支援員1人がいれば他1人は補助員でも配置可)配置することが必要である。

保育所等の延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブの利用児童数がいずれも少数でかつ

(1)保育士2人を配置する場合

(2)保育士1人を配置し、他1人が放課後児童支援員を配置する場合

(※ただし、平成32年度までは保育士を放課後児童支援員とみなす特例あり)

であれば、いずれかの施設に児童を集約して、保育士等2人による両施設の兼務を認めて欲しい。

具体的な支障事例

保育所等と放課後児童クラブが同一敷地内の1つの建物に併設している場合で、17時30分から18時00分の間、延長保育事業の利用児童が3人、放課後児童クラブの利用児童が6人のとき、それぞれ2人ずつの職員を配置し、運営している現状にあり、職員(特に保育士)の確保に苦慮している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

延長保育事業(又は預かり保育事業)及び放課後児童クラブの両事業を同一施設(同じ居室)で実施する場合に、保育士及び放課後児童指導員の配置基準を緩和することによって、効率的な人員配置が可能となり、両事業の人員確保及び職員の負担軽減につながる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)

延長保育事業実施要綱(雇児発0717第10号平成27年7月17日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長発出)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第63号、最終改正:平成28年2月3日厚生労働省令第12号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石狩市、相模原市、宇和島市

○ 保育所等と放課後児童クラブが同建物内で行っている場合、延長利用時間(本市の児童クラブは概ね18時以降)は、現在はそれぞれで規定の職員を確保しているが、その勤務の確保に苦慮している児童クラブがある。
○本市においても放課後児童クラブと幼保連携型認定子ども園の一時預かり事業(幼稚園部分)を併設実施し同様の課題を有する施設があることから、これらの要件が緩和・改善されることで、限られた人材を有効に活用することができる。

各府省からの第1次回答

○延長保育(又は一時預かり)は、家庭において保育を受けることが困難な乳幼児に対して保育を提供する事業であり、乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者等を配置することとなっている。
○一方、放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、放課後児童支援員を支援の単位ごとに2人以上配置することとなっている。
○よって、延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、目的や制度内容が異なるものであり、そうした違いを考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することは、両サービスの質の低下と運営への支障をもたらしかねず、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市は、兼務者が相互に放課後児童支援員研修や子育て支援員研修を受講して質を確保でき、同一場所で兄弟が保育されることは保護者の安心感にも資すると考える。
また、「特別保育事業の実施について(平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知)」で、別添1「延長保育促進事業及び長時間延長保育促進基盤整備事業実施要綱」3(2)で対象児童について「事業に支障が生じない範囲内で放課後児童(保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1年生から3年生の児童をいう。)を対象とすることができる」とあり、別添5「保育所地域活動事業実施要綱」中で、⑥保育所の地域に開かれた社会資源としての機能を活用するために小学校低学年児童の受入れについて「小学校低学年児童(1年生から3年生程度)を一時保育の場を活用して5名程度受入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。」として、以前は類似する国事業が実施されており、本市では当該事業を単市事業で継続しているが、平成15年度以降、事故は発生していない。
さらに、「特別保育事業の実施について」の取扱いについて(児保第9号平成12年3月29日)1(4)②で「実施要綱において、『事業に支障が生じない範囲内で放課後児童を対象とすることができる』とされているが、通常の対象児童に対する処遇に支障がなく、かつ、放課後児童が、昼間の時間帯において延長保育実施保育所と同一建物内又は同一敷地内で実施する放課後児童クラブを利用している場合には、放課後児童についても適切な処遇が確保されるものを対象とすること。」とあり、適切な処遇を確保した上で、両サービスを実施することは可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。
なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと承知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業例があれば、目的や制度内容が異なり、安全性や衛生上の問題があるとは必ずしも言えないのではないかと。どのような条件設定であれば、合同開催が可能か示すべきではないか。
○((対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面での一定の配慮を行った上で)職員の合理的な配置、同一の場所で運営できることによる保護者の負担軽減等のメリットを活かすという趣旨で検討する余地はないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

68

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業における要件緩和

提案団体

三鷹市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業における通所児童数の少ない日に2つの学童クラブを合同で実施した場合に、双方の開所日数に合同開催日数をふくめることができるよう要件緩和を図りたい。

具体的な支障事例

土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)が多くあり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。しかしながら、合同で実施した場合、1か所しか開所扱いとならない。開所扱いとならない学童クラブは、年間開所日数250日以上の実業所に該当しなくなる可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

放課後児童健全育成事業所の効率的な運営
放課後児童支援員(職員)等の確保及び処遇改善

根拠法令等

・「放課後児童健全育成事業の実施について」(平成27年雇児発0521第8号)
・子ども・子育て支援交付金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鶴岡市、小山市、新宿区、長野市、名古屋市、門真市、伊丹市、宇部市、宇和島市、八幡浜市、久留米市

○開所した支援の単位分しかカウントされないことから、年間の開所日数を維持するため、無理をして支援の単位ごとに人員配置し開所しているところが多い。

○本市でも、土曜保育は複数の学童クラブを1つの学童クラブに集約し合同で行っている事例があるが、利用人数の実績からこのような対応にならざるを得ない。

○本市においても、土曜日については、通所児童数が10人にも満たない学童クラブ(放課後児童健全育成事業所)があり、放課後児童支援員の人数が限られていることから、同一学校区内において2つの学童クラブは、1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。

○本市においても、土曜日のクラブ利用希望については、各クラブごとに少ないながらも利用希望があるため、各クラブごとに少ない参加人数による個別開所を実施するよりも、同一地域のクラブにおいて合同実施の希望

がある場合は、合同で実施して子ども達の交流を図ると共に、職員配置についても合理的な配置をすることが放課後児童健全育成事業に資すると考えられる。また、年間開所日数加算である250日以上の要件を満たすために、利用ニーズが少ない日も複数クラブ開設を余儀なくされており、非効率的な運営となっていることから、左記提案事項に共同提案団体として参画するもの。

○当市においても、土曜日の利用については、平日の2室または3室運営から1室で行っているところがある。

○土曜日については、通所児童数が通常時の半数にも満たない学童クラブが多くある。放課後児童支援員の確保に苦慮している現状において、同一の学校区において複数の学童クラブを有する場合は、1つの学童クラブに集約した方が効率的である。しかしながら、2クラブ合同で実施した場合、支援員を4名以上(2クラブ相当分)配置しなければ2か所を開所扱いにできないとすると、開所日数250日以上の事業所に該当しなくなる可能性があり、合同実施ができない。

○当市では同一学校に複数の学童クラブは存在しないが、土曜日の開所については同様の課題がある。当市では土曜日は月2回の開所としているが、通所児童が10人に満たないクラブがほとんどである。土曜日の開所を必要とする利用者のニーズもあり、今後は土曜日開所の増加を検討する必要もあると考えている。しかしながら、支援員の人材不足による負担増や経費の増加などの課題があり、個々のクラブでの土曜日開所日数の増加は大変厳しい状況となっている。

○同一学校において複数の学童クラブ(支援の単位)を有する場合は、土曜日は利用児童数が少ないことから1つの学童クラブに集約し合同で行った方が効率的である。

各府省からの第1次回答

根拠法令等として掲げている「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「通知」という。))は、補助の対象となる放課後児童クラブの要件を定めるものであるため、当該通知中の「開所日数」や「職員体制」については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により定められた日数や職員数に沿うべきものと考えている。

そのため、放課後児童クラブを合同で実施した場合においても、放課後児童支援員等が支援の単位ごとに2人以上という基準を満たしていない場合は開所日数に含めることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

放課後児童支援員については、資格が保育園等とも重なることから人員の確保に苦慮している状況である。週休日や有給休暇の取得等など職員が働きやすい環境を整えることも、事業を進めていくことが大切であることから、あらかじめ出席児童数が少ない土曜日については、合同での実施をした場合、どちらとも開所日数としてカウントできるよう基準の改正を要望したい。

三鷹市の学童保育所27か所の土曜日の利用状況は、平均で4.2人(平成28年4月実績)となっており、職員1人に対し児童2.1人となっている。

一方で、平成28年4月時点で、市内の学童保育所の待機児童数は78人となっており、来年度に向けて学童保育所の新設も計画されていることから、施設の円滑な運営のためにも更なる職員の確保が必要となってきている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

75

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

都道府県を跨ぐ転居における自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行手続きの簡略化

提案団体

南会津町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)受給者証の発行において、都道府県を跨ぐ転居の場合、新規発行の手続きが必要であるが、その手続きを簡略化されたい。
例えば、転居に伴う変更が必要な部分のみ変更することで速やかに継続した形で発行できることとしたい。

具体的な支障事例

現在、都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があり、受給者の負担となっている。
また、新規発行の手続には、都道府県とのやり取り等も含めて3週間程度の時間を要し、受給者が希望するタイミングで、受給者証を発行できず、結果、通院することができなくなることもある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住所変更のみの手続で済めば、ただちに交付することが可能となり、受給者へのサービス向上につながる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

柏市、新宿区、茅ヶ崎市、厚木市、軽井沢町、浜松市、伊豆の国市、豊田市、府中町、山陽小野田市、延岡市、那覇市

○都道府県や政令市をまたぐ転入については、医療費の請求事務を都道府県単位で行っている関係上、新規扱いとして認定まである程度時間がかかるのは仕方がないとは理解しているものの、前居住の自治体へ診断書の請求をかける作業等は、提案団体同様、認定までかなりの時間を要してしまうため、自治体間の聞き取り等のやりとりで可能な限り事務を簡略化するにも限界がある。

○新規の手続きで必要な書類のうち、課税証明書については、前住所地で取得することとなり、受給者の負担が大きくなっている。また、取得に要する日数もかかることから、制度の適応が遅れることも予想される。

○現在、自立支援受給者が他都道府県からの転入(県内政令市からの転入も同様)した場合、新規発行の手続きを行うため、自立支援医療用診断書(前住所地で提出した診断書等)、健康保険証、課税証明書などの多くの書類を提出する必要があり、転入者(受給者)の負担となっている。

また、この場合、新規発行の手続には前住所地の都道府県等とのやり取り等も含めて3～4週間程度の時間を要し、転入者が希望する時期に受給者証を発行できず、当該制度の利用をせず通院したり、通院を当分の間取りやめるなどしていることが考えられる。

○県内政令市や都道府県を跨ぐ転居の場合、自立支援医療受給者証の新規発行の手続きを行う必要があり、医師診断書又は意見書、支給認定申請書、健康保険証・課税情報及び世帯情報の閲覧同意書などの多くの書類を提出する必要があり、受給者の負担となっている。また、事務担当者においても事務の煩雑さに悩まされている。

○他都道府県からの転入の場合、診断書の取り寄せ等で受給者証交付まで1か月以上要している。住所、保険者、指定医療機関、薬局の変更のみでよければ、申請から交付までの期間が短縮されるので賛同である。

各府省からの第1次回答

自立支援医療(精神通院医療)の受給者が都道府県を跨ぐ転居を行い、引き続き自立支援医療(精神通院医療)費を受給するためには、新たに制度実施主体となる転居先の都道府県が、改めて診断書等により自立支援医療(精神通院医療)を受ける必要性を判断する必要があることから、障害者総合支援法第52条に基づき転居先の都道府県に対して再度支給申請を行うことを求めているところである。都道府県を跨ぐ転居を行う場合であっても再度の申請を不要として、住所変更手続のみで引き続き自立支援医療(精神通院医療)費を受給できることとするのは、制度実施主体である、費用の2分の1を負担する都道府県が、何ら関わることなく支給が行われることとなり、適切ではないと考える。

なお、都道府県を跨ぐ転居を行う場合においては、申請者の利便性を考慮し、「自立支援医療における支給認定有効期間内に居住地を移転した場合の取扱いについて(H18.7.14事務連絡)」により、申請窓口である転居先の市町村が転居元の市町村から転居者の支給認定に係る意見書・診断書を取り寄せること等できることとしている。また、当該事務連絡において、通院医療の受診に支障が生じることがないように、支給認定の有効期間の始期については、転居先の市町村において申請書を受理した日とするよう示しており、このような取扱いになることについて広報等により周知いただくことや、申請書を受理した際に申請者にお伝えいただくことにより、受給者証が発行できないことにより通院することができないような支障事例は回避できるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務連絡の取扱いについては、追加共同提案団体の数からも分かるとおり、地方公共団体に浸透していないと考えられるため、再度、十分な周知をしていただきたい。

また、周知するに当たっては、受給者証の提示を受ける医療機関等での理解(受給者証の手続き中であること)も必要であることから、医療機関に対しても周知をしていただきたい。

なお、No.76の「追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)」に記載されているように、「医療機関等によっては、新受給者証の提示がない場合は、制度の不適用等の対応をすところもあり、受給者の医療費負担等が発生している」との事例があることから、このようなことがないように、国からの周知が重要だと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【厚木市】

本提案は、都道府県(政令市を含む。)を跨ぐ転居をした場合の手続きの簡略化を求めるもので、費用の2分の1を負担する都道府県等間で合意することなどにより、残期間の支給決定を簡略化できるものと考えます。

なお、転居先から意見書・診断書を取り寄せ提出した申請が不受理になった案件はありません。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管省からの回答が「通院医療の受診に支障が生じることがないように対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長

提案団体

南会津町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長されたい。

具体的な支障事例

本町においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。
また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約5割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割いるという状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。
また、本町において、更新は年間約170件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩瑣となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

更新における所持者の負担が減ることが期待される。
また、更新期限を延長することで、事務の平準化が図られる。

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、川越市、所沢市、八王子市、茅ヶ崎市、厚木市、新潟市、柏市、軽井沢町、伊豆の国市、豊田市、門真市、兵庫県、広島市、那覇市

○自立支援医療の診断書の添付が2年に1度でよくなったことにより、本人負担の軽減となった。精神障害保健福祉手帳の取得者は10年で3.4倍の80人から272人に、自立支援医療の利用者は1.5倍の394人から598人に増加している。上限負担額の見直しは必要であると思うので、税務情報の見直しだけ行うようにし、利用者負担と事務負担の軽減をお願いしたい。窓口に行きにくさや手続きに時間がかかると負担でできない人もいます。精神保健福祉手帳の更新期間が2年間であり、同時に申請できる人は申請行為が2年に1度で済むので、統一されたい。

○本市においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が多く、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。

また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合も約6割であり、更新期間が短い自立支援医療受給者証も5年以上所持している人が多い状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。

また、本市において、更新は年間約1,200件を超えており、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩瑣となっている。

○継続して自立支援医療受給者証を更新する人が多く、毎年増加傾向になっているのが現状である。また、自立支援医療(精神通院)における診断書の提出が2年であることや病気の特性上長期的な治療が必要であること等をふまえると、2年毎の申請でも問題はないと思われる。また、申請者の負担の軽減や事務効率化が図れると考えられる。

○本市においては、昨年の自立支援支給認定者のうち更新者は8割を占めており、毎年の更新手続きに対する受給者の負担は大きい。

また受給者数は31,934名(H27末)で、毎年5%ほど増加しているため、事務も煩雑となっている。

○本市では、自立支援医療(精神通院医療)の申請が年間で2,500件あり、事務が繁雑となっているため、受給者証の有効期限を2年とすることで、受給者及び本市の手続き上の負担を軽減したい。

○更新手続きにおいて、更新期限間際に手続きされる方が多く、新受給者証を受領するまで、おおむね1か月半程度要している。医療機関等によっては、新受給者証の提示がない場合は、制度の不適用等の対応をすることもあり、受給者の医療費負担等が発生しているケースがある。また、多くの方が更新していることから、適用期間を2年とすることにより、受給者の更新手続き負担も軽減され、本市においては約4,000件の手続きが半分程度になることが想定されることから、事務軽減にもつながる。

また、精神保健福祉手帳の2年間と合わせることで、診断書が兼用できることから、この点においても、手続きの合理化や手続きのし忘れ、受給者負担の軽減につながる。

○自立支援医療(精神通院)の受給者は、1年以内で受診が終了するケースはほとんどなく、複数年の通院が通例となっている。また、精神障害者保健福祉手帳同様、診断書の提出が2年ごとになっている現状を踏まえると、2年ごとの更新に変更しても支障はないと思われる。

受給者にとっても毎年の更新は負担となっており、その内容を確認するため医療機関等から更新の有無等の問い合わせも頻繁にあり医療機関の負担にもなっている。

本市では、自立支援医療(精神通院)の受給者は約8,000人、変更の手続きも含めると約10,000件以上の申請件数があるが、更新の手続きも複雑で、自治体の事務処理も都への進達事務が必要となるため、自治体の事務効率化にもつながる。

○意見書による症状の認定は2年毎、所得区分の更新は1年毎となっているが、これを2年毎とする場合、世帯所得により負担上限額等を決定する仕組みの見直しとともに検討する必要があると思われる。

当市における当制度の年間申請件数(新規や変更を含む。)は1,000件を超えていることから、提案が実現された場合、事務の大きな負担軽減になる。

○自立支援医療(精神通院医療)は1年ごとに更新が必要であるが、更新時に直近の申請時点から病状の変化及び治療方針の変更がない場合は診断書の添付を省略することができるとされており、本県においては殆どの受給者が診断書の提出は2年に1度となっているのが現状である。

本県における受給者数は毎年増加傾向にあり、年間交付件数は5万件超と事務が繁雑を極めており、有効期間を1年以内から2年以内に延長されたい。

○診断書の提出が2年に1度になったことで、受給者にとって制度が複雑になり分かりづらくなった。診断書の提出にあわせて受給者証の有効期限を2年にすることで、受給者の負担軽減と事務の煩雑さの解消になる。

○自立支援医療(精神通院医療)については、診断書の提出が2年に1度となったが、制度が複雑化し、受給者にとってはわかりづらい制度となっていることから、受給者の負担軽減を図るため、診断書の提出にあわせ、自立支援医療受給者証の有効期限を2年とすることを要望する。

○毎年更新しているのは所得を見るためなので住民税の所得割額がマイナンバーで確認できれば所得割額の確認は職権で済ませ、受給者の申請は2年に1回の診断書提出のみの申請にしてほしい。

○現在、本市における自立支援医療受給者証の所持者は4,000人程度であるが、一年ごとの更新再認定を要する施行令の規定により、受診者の手続き上の負担、及び受付窓口での事務負担ともに過重なものとなっている。また、毎年200件程度の新規申請を受理している状況であり、更なる事務量の増加も想定されていることから、2年ごとの更新とされることが望ましい。

○自立支援医療受給者証所持者193名のうち、更新手続き160件(H27年度)5年以上所持している方101名である。2年毎の更新としたほうが受給者にとっての負担と職員にとっての事務負担の軽減になる。

○受給者証の更新申請は毎年度だが、その都度病状把握をする必要がなく、治療方針に変更がない限り診断書の提出は1年おきとされていることから、診断書の提出にあわせた更新手続でも支障はないものと思われる。なお、本市における平成27年度の自立支援医療(精神通院)に係る処理件数は、新規申請926件、再認定6,059件、変更2,027件等となっており、手続が緩和されることにより、受給者の負担軽減はもとより、行政コストや医療機関の負担軽減にもつながるものである。

各府省からの第1次回答

自立支援医療制度は、自立支援医療費を受給する障害者等の市町村民税の課税状況等に応じて自己負担上限月額を設定した上で、公費による医療費の負担軽減措置を講じているところである。市町村民税の課税状況等は毎年変動する可能性があることから、毎年、自立支援医療費を受給する年度の市町村民税の課税状況等(世帯の状況及び前年の所得)を確認し、自己負担上限月額を設定する必要があるとともに、対象となる障害の状態や医療の具体的な内容等を踏まえ、自立支援医療費支給の必要性を判定しなければならないことから、支給認定の有効期間を1年以内としており、有効期間を緩和することは困難である。なお、自立支援医療(精神通院医療)については、支給認定の有効期間満了後に引き続き当該精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けるための支給認定の申請を行う場合は、当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないときであって、直近の支給認定に係る申請において診断書を添付している場合は、診断書の添付を省略できることとしており、更新を行う受給者の負担軽減を行っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

回答の「当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないとき」として条件を付し、診断書の添付を省略し負担軽減を図る主旨は理解した。しかし、具体的な支障事例の所持者の割合等に対する考え方、症状が改善される例の少なさ、長期的な治療の必要性、更新者の多さ、精神保健福祉手帳が2年更新であることから、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長することについて、再度検討していただきたい。診断書の提出が2年に1度になり制度が複雑となったなどの意見が出ている状況や県レベルでは年間交付件数が5万件を超える状況を踏まえ、是非検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【厚木市】
現行でも手続き月(1月～6月)により直近が前年度の課税状況により自己負担額を設定することとなっており、必ずしも受給者の自己負担額が現状の収入額に応じた課税状況により決定しているものとは言えない。課税状況に変更が生じた場合は、その都度申請により対応することも可能で、自己負担額の決定方法を検討することが重要と考えます。
また、精神障害者保健福祉手帳の有効期間が2年間であることから、自立支援医療の更新期間を2年間としても対象となる障がいの状態や医療の具体的な内容を踏まえていないとは考えられない。

【豊田市】
所得年度の切り替えの際にマイナンバーを用いて所得の審査をし、所得区分を切り替えることは検討はされないのか。
また、更新をする人は8割を超えているため、更新を2年毎にすることは市民負担の軽減になると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
毎年課税状況が変わる受給者もあり、自己負担上限額の設定を簡素化する等の対策をしなければ、更新手続を2年毎にした時に、自己負担上限額によっては、受給者に不利益が生じる可能性がある点に留意が必要。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:16

管理番号

81

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員認定資格研修の弾力的運用

提案団体

愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基き、平成27年4月1日から都道府県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員を、1クラブにつき2名(うち1名を除き、補助員の代替可)を配置することが義務付けられた。平成27年4月1日以前から勤務している職員についても一律に研修を受講することが義務付けられているため、研修制度導入前から従事している放課後児童支援専門員については、研修の内容の一部免除を求める。

具体的な支障事例

これまでに県が実施した「資質向上研修」を受講するほか、現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16科目24時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、経過措置終了後の放課後支援相談員の確保に支障が生じる可能性もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

真に受講が必要と認められる者に対してのみ研修を実施することで、現場の負担を軽減できるとともに、放課後児童支援員の確保に資する。また、県や市町にとっては、研修開催経費や受講者旅費等の経費縮減にもつながる。

根拠法令等

- ・「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)
- ・「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新宿区、豊田市、東海市、寝屋川市、門真市、島根県、防府市、徳島県、久留米市、八女市

○現場経験を十分に積み、知識・技能を習得している勤務継続職員に対しても、16科目24時間の基礎的研修の受講を一律に求めていることから、現場職員の負担となっており、対応する放課後児童クラブにおいても、代替職員の確保が負担となっている。

○最低限の指導員数で運営を行っているため、研修参加に伴う他の指導員への負担は大きい。

○本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルをもった指導員が多いこ

とから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。

○放課後児童支援員の資質向上のため必要な研修であるが、全課程を受講するための日程調整やローテーション勤務の調整が困難である。また、限られた人員での保育を実施しているため、研修実施日の現場の負担が大きく、児童の保育の質に影響しかねない状況である。

○長期にわたり指導員として従事し、その間民間が実施する各種研修を受講しているものも、今回の改正による支援員の資格を得るためには、改めて県主催の研修の受講が義務付けされているため現場や本人にとって負担となっている。

各府省からの第1次回答

平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったところであり、また保育士等の資格を有している者には一部科目免除を行っているところ。研修の免除は、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下につながるおそれがあるため対応困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本研修に関して、実際の現場では、

・保育士の免許を取得したばかりで社会経験の乏しい職員より、保育士の免許を有しないが勤務経験の長い職員の方が、児童に対する指導(教育・保育)等を援助について精通しており、保護者や子どもから信頼関係の構築や指導について高い評価を得ていて、現場の指導者として機能していることが多い。

・保育士等の有資格者については、受講科目の一部免除が認められているが、勤務継続者についてはそのような措置が認められていないため、現場職員の不満が大きく、現在認定資格研修を受講していない勤務継続者から、経過措置後に未受講であることを理由に離職するといった声も一部で上がっている。

・放課後児童支援員認定資格研修の内容は、県が実施している放課後児童支援員の資質向上研修と遜色ない内容で実施しているものがあり、資質向上研修を受講している勤務継続者にとっては、重複した内容の研修を受講しなければならない。

といった支障事例が生じている。

については、都道府県が実施する放課後児童支援員の資質向上を目的とした研修の中で既に受講した科目については、当該研修の該当科目の一部免除を行うことが適当と考える。

なお、本県では、平成25年度から、放課後児童支援員、補助員、児童厚生員、放課後子ども教室関係者等を対象とした「放課後支援員等資質向上研修」を開催しており、その中で実施している障害児童担当支援員研修会では「障害のある子どもの理解」と遜色ない内容の研修を行っているため、当該科目の一部免除を行ったところで、児童の生活のケアを行う支援員の質の低下にはつながらない。

(全文は、補足資料を参照。)

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。

①放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目

②資質向上研修において、既に類似の内容を受講している科目

○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:16

管理番号

98

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員認定資格研修の受講免除

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」について、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくとも支援員の有資格者と認定されるよう要件緩和をお願いしたい。

具体的な支障事例

有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。
また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本県の放課後児童支援員の有資格者率は、56.7%であり、また、平成27年度受講者の約6割が有資格者だった。制度改正により受講対象者は半数以下になると見込まれ、さらに一部免除者がいないことで、事務の効率化と大幅な研修経費の削減が図られる。
また、有資格者及び所属クラブの負担が軽減される。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項
放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

西郷村、新宿区、長野市、門真市、防府市、宇和島市、八女市

○研修受講の義務化により、職員不足等の負担が生じクラブ運営に支障をきたすことが予想される。現在でも、職員確保が難しいため、経過措置終了後の職員確保がさらに困難となることが想定される。
○有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部修了者の受講実績管理も発生することから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。また、研修受講の義務化により、受講者本人の負担だけでなく、対応する放課後児童クラブにおいても、代替職員の確保が負担となっている。

○本市は、支援員を 380 人確保しているが、年間の受講可能者は 30 人程度に留まる。一方、本市の県研修の有資格者の内、保育士の有資格者は 27%を超えているため、重ねて全ての科目を受講することは効率が悪い。

○本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルをもった指導員が多いことから、提案事項に共同提案団体として参画するもの。

○保育士等の資格が有るにも係らず無資格者と同様に認定研修の受講を義務付けることで、現支援員が経過措置期間後の退職を示唆する状況であり、今後、支援員の確保に支障をきたす恐れがある。

○保育士等の有資格者が改めて研修を受けることで本人や学童保育所の負担が増えている。

各府省からの第 1 次回答

保育士の資格を有している者には4科目6時間分の一部科目免除を行っているところ。その一方で、研修科目の中には、放課後児童クラブに関する理解等、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関するものであるため、研修そのものを免除することは困難であると考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

保育士等の国家資格を有する者は、その資格取得過程で子どもを理解するための基礎知識等は習得しており、例えば、資格取得のための研修は免除し、代わりに放課後児童支援員として必要な知識等に関するテキスト等を配布して、放課後児童健全育成事業に関する理解と認識を深めてもらうとともに、毎年多くの職員が受講している現任研修に専門性を高める内容を組み込んで必須研修として実施する等、資格取得後の現任研修を更に強化していくことで、支援員の質の低下にはつながらないと考え。

また、放課後児童支援員については、処遇面や勤務時間等の理由により希望者が少なく、人材確保が困難であるといった現状に加え、平成 27 年度以降は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づく適正な児童数及び面積の基準を確保するため、新たなクラブの創設や支援の単位の追加等を要するクラブが多く、必要な放課後児童支援員の確保が課題となっている。資格取得のための研修を免除することで、保育士等の有資格者が放課後児童支援員として就労しやすくなり、人材確保の促進にもつながる。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第 1 期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:16

管理番号

111

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員研修の受講要件の緩和

提案団体

松山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下単に「子育て支援員」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目のうち、子育て支援員研修の受講科目と重複するものの受講を免除する。

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業では、省令で定められた基準に従い、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならないが、そのうち1人を除いては、補助員をもって代えることができる。なお、補助員には、子育て支援員とそれ以外の者が存在するが、それらの待遇はほとんど同じである。放課後児童支援員になるには、都道府県知事が実施する研修を修了する必要があるが、当該研修を受講できる者は省令で定められた要件を満たす者(保育士等の有資格者と実務経験者とは大別される)に限られているが、実務経験者に関する要件の中には、補助員経験者や子育て支援員に関する規定は明記されておらず、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童支援員認定資格研修を受講しようとしても、他の児童福祉事業の従事者と同じ経験年数を求めざるを得ない。また、放課後児童支援員の研修科目の中には、子育て支援員の研修科目と一部重複するものがあるにもかかわらず、子育て支援員は再度その科目を受講しなければならず、現場職員の負担となっている。今後、放課後児童健全育成事業を充実させるに当たっては、一定の実務経験を有する放課後児童支援員をできるだけ多く確保する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員を段階的に育成していくことが効率的であり、子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

子育て支援員研修を受講する意欲の醸成が図れるとともに、子育て支援員を段階的に短期間で放課後児童支援員に育成していくことで、人材不足を解消でき、ひいては対象学年の拡大に伴う放課後児童クラブの増設をさらに進めることができる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項
放課後児童支援員等研修事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

厚木市、長野市、寝屋川市、倉敷市、宇和島市

—

各府省からの第1次回答

現に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の、研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討の余地があると考えている。
なお、受講の一部免除については、子育て支援員研修は、放課後児童支援員の補助員となるための研修であるため、放課後児童支援員認定資格研修とは同等に扱うことが難しく、科目が同じでもあっても統一的な質の担保の確保という観点から認めることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(1)子育て支援員に対する認定資格研修の必要経験年数の短期化
本市児童クラブの従事職員は、パートタイム勤務のため受講要件を満たすまでに3～4年かかることから、経過措置終了後の各児童クラブの放課後児童支援員は2～3名しか見込めず、健全な労働環境の確保ができないおそれがある。
また、子育て支援員研修を受けた補助員には、児童に対する対応レベルの向上などの効果が確認されており、認定資格研修を受ける際の必要経験年数の短期化は十分可能と考えられることから、例えば「1年かつ1,000時間以上」に短期化するなどの検討を早急に進めていただきたい。

(2)子育て支援員に対する認定資格研修の一部科目免除
放課後児童支援員と補助員は、その職責は異なれど、児童を預かって支援するという点では同様のスキルが求められるのであるから、両研修間で類似する科目について、同等の内容で実施することで受講免除は十分可能であるとする。
また、現行の子育て支援員研修は、補助員になるための資格要件となっていないなど、受講するメリットが乏しく、本市の子育て支援員の有資格者が全体の1%にすぎない点からしても、制度そのものが形骸化しているといわざるを得ない。
今後は、現任研修なども活用しながら、無資格者の補助員から子育て支援員、子育て支援員から放課後児童支援員へと段階的にステップアップできる仕組みを構築することが、子育て支援員研修の受講の促進や放課後児童支援員の確保につながり、児童の健全育成に資するものとする。
児童クラブの現場で働く職員の負担も考慮の上、意欲的な補助員が、できるだけ早期に放課後児童支援員となるよう、研修内容を工夫していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。
・子育て支援員研修(放課後児童コース)において、既に類似の内容を受講している科目
○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うとのことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:16

管理番号

213

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

放課後児童支援員資格要件等の緩和等

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

- 1 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。
- 2 省令附則第2条の経過措置について、平成32年4月1日以降も、例えば「省令第10条3項第1号から第9号の資格を有する者を採用後、1年以内に研修を受講・修了することを予定している者」を含むとするなど、省令を見直すよう求める。
- 3 省令第10条第5項の併設施設への兼務について、利用児童が帰宅するなど受入時に比べ利用児童数が減少し、他の利用者に支障が無い場合、市町村の判断により、放課後児童支援員を当該施設の専任とせず、2人の放課後児童支援員により、当該施設及び併設される放課後児童クラブを兼務により運営できるよう省令を見直すよう求める。

具体的な支障事例

1.2 厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)において、放課後児童健全育成事業所ごとに放課後児童支援員を配置することが義務化され、その資格要件として、①保育士等の資格を有し、かつ②都道府県が実施する研修を修了した者とされた(②については、経過措置があり、平成31年度末までに受講すれば良いとされている)。

しかし、都道府県が実施する研修について、平成31年度末までに予定する研修修了者数(クラブ数×2名)では、特に放課後児童クラブの開設時間の長い長期休業期間中等において必要とされる放課後児童支援員の人数が不足するため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予測される。

また、経過措置期間が経過した平成32年度以降は、新規採用職員が②の研修を受講していない場合、当該研修を受講するまでの間、当該採用職員は支援員として業務に従事することができなくなるため、放課後児童クラブの運営に大きな支障をきたすことが予想される。

3 放課後児童クラブの職員配置基準として、利用児童が20人未満の放課後児童健全育成事業所については、専任の放課後児童支援員を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の施設に兼務できることとなっている。

本市では、帰宅等により利用児童数が減少する17時以降において、支障が無い範囲で、当該放課後児童クラブと併設の放課後児童クラブがそれぞれ20人未満となる場合、補助員1名が併設の放課後児童クラブを兼務している。

しかしながら、補助員の確保が依然厳しい状況が続いており、補助員が確保できない場合に、職員配置基準を満たせず、開設できない恐れが生じる。このため、開設時間中途に一つの放課後児童クラブが20人以上でも併設の放課後児童クラブと合わせて38人以下となった場合(例えばAクラブが21人、Bクラブが5人)、放課後児童支援員を専任とせず、放課後児童支援員2名が互いのクラブを兼務することにより、運営できるよう規定の緩和を求める。

なお、厚生労働省に確認したところ、児童を受入れた後に、中途から複数のクラブを合同にすることはできないと

の回答を得ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

指定都市が自ら研修を行えるようになることで職員が受講しやすいスケジュールとすることができ、研修の受講者を増やすことができる。また、研修修了予定の職員も一時的に支援員として業務に従事することが可能となり、安定して放課後児童クラブを運営できるため、放課後における児童の生活の場が確保される。さらに、併施設への兼務要件を緩和することにより、より少ない補助員で放課後児童クラブを運営することができる。

根拠法令等

平成26年厚生労働省令第63号（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）第10条及び附則第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新宿区、青梅市、神奈川県、相模原市、長野市、豊田市、防府市

- (1について)放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に政令市がなることで、認定事務の効率化が期待でき、また、地域の実情に応じた柔軟な日程設定等が可能となり、平成31年度末までの研修受講者数の増加が期待できる。
- (2について)増加する保育需要(放課後児童クラブの需要)に対応するため年々施設の増設をしており、研修を修了するまで支援員として従事できないとなれば、運営に大きな支障をきたす可能性がある。
- (2について)現状でも放課後児童支援員の確保には苦慮している状況である。平成32年度以降は有資格者であることに加え、研修修了が必須となるが、更なる人材不足が見込まれる。また、放課後児童支援員の確保ができない場合、民間事業者の新規参入、あるいは待機児童対策等による公立児童クラブの定員拡大が困難となることが予測される。
- (3について)放課後児童支援員の配置人数を時間単位で減らすことで経費を削減できるとともに、支援員にとっても勤務時間が短縮化し、心身の負担軽減が図れる。さらに、利用児童にとっては、支援単位の児童が少なくなることで、一日の後半は遊び相手が少なくなり、さみしい思いをしているが、支援を合同化することで、この状況も改善することができる。

各府省からの第1次回答

- 213.1: 指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能である。
 - 213.2: 平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで研修制度の導入を行ったばかりであり、まずは、残り4年弱の経過措置期間中に研修を受講していただけるよう取り組んでいくことが必要と考えている。
 - 213.3: 平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度のもとで、放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準による放課後児童支援員の配置要件を定めたところであるが、放課後児童支援員の配置要件の緩和は、複数の職員による充実した支援の実施や子どもの安全確保という観点からすると、放課後児童クラブの質の低下につながるおそれがあるため対応不可。
- なお、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- 1 受託の場合、児童館担当の指導員は対象外とする県の方針から、本市が計画している人数を受講させることができないなどの問題が生じる。このため、本市の研修計画に基づき研修を実施できるよう委託ではなく実施主体に政令指定都市を含めることとしたい。
- 2 平成32年度以降の新規採用職員について、研修を修了していない者は、研修を修了するまでの間、放課後児童支援員として業務に従事できないことから、職員のシフトによっては放課後児童クラブを開設できない場合が発生する。このことは、保護者の就労に著しい支障を及ぼすことになるため、提案内容どおり検討していただ

きたい。

3 今後、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを合同で一つの放課後児童クラブとして運営することが可能であるとの見解に従い、適切に運営することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

「子育て支援員研修」では、市町村も実施主体として研修を実施できるのだから、「放課後児童支援員認定資格研修」でも、市町村が実施主体として研修を実施できるよう権限移譲すべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

1については、「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

2については、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。

3については、提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

(1)について)

○ 認定資格研修の実施主体に政令指定都市を含めることについて、委託方式に限定する理由はあるのか。むしろ、資質向上研修の実施主体が政令指定都市である現状からみて、同一の実施主体による、資格認定と資質向上の切れ目のない研修の実施により、支援員の質の向上に効果的ではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:14

管理番号

97

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務の市町村への移譲

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行、県で行っている一時預かり事業及び病児保育事業の届出提出先並びに立入検査事務を市町村に移譲する。(市町村以外のものが実施するものに限る。)

【備考】

○「市町村以外のもの」にあたる事業者

一時預かり事業・・・社会福祉法人、学校法人、宗教法人等

病児保育事業・・・社会福祉法人、学校法人、医療法人、医師等

具体的な支障事例

【経緯】

一時預かり事業については、以前は、全て県が行っていた(実施主体は保育所等)が、子ども・子育て支援新制度では、指導監査は県に残り、事業(補助事業)の実施主体は市町村となった。

病児保育事業については、以前は、指導監査はなかったが、新制度では、指導監査(法令違反事案)は県の業務となり、事業の実施主体は市町村となった。

【支障事例】

一時預かり事業及び病児保育事業の実施主体は市町村であり、実施主体としての指導内容と立入検査における指導内容の整合をとるのが困難となる。例えば、顕在化はしていないが、指摘事項の改善策(重要事項説明をどの程度行うか等)の意見を求められた場合、検査主体としては回答が難しいことがある。

なお、病児保育事業の検査については、違反とならない範囲での指導事項があった場合に、履行確認等は市町村に委ねることとなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業実施から検査まで同一の主体が行うことにより、一貫した指導監督が可能となる。この点、実際に事業を実施している市町村の方が現場の課題や問題点について良く把握していると考えられるため、検査主体としても適当と考えられる。

根拠法令等

児童福祉法第34条の12、第34条の14、第34条の18、第34条の18の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、神奈川県、北九州市、大分市

—

各府省からの第1次回答

事業規制としての指導監督に当たっては、広域的な病児保育事業や一時預かりの状況、専門的な見地からの指導を行うことが必要であることから、広域自治体でありかつこれまで病児保育事業・一時預かり事業を実施してきた専門的な知見の蓄積のある都道府県を届出先及び指導監督実施主体としているものであり、対応は困難。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

病児保育事業と一時預かり事業については、既に市町村が実施主体であり、委託している場合は補助も行うなど、実務上の関わりも深くなっている。むしろ、事業者からの問い合わせが多い実務や現場対応等については、実施主体である市町村の方が詳しく把握している状況であり、これらに関する専門の見地については、市町村の方が有していると言える。

このため、現行制度下における運用では、都道府県が行う立入検査等において事業者から質問を受けた際に、都道府県としては要綱等に明確に定められた事項の範囲でしか回答できず、仮に、要綱等に明確に定められていない事項に関する質問等を受けた場合、一度持ち帰って市町村に確認した上で事業者には回答するなど、非効率な運用とせざるを得ない状況である。また、届出提出事務においても、実施主体である市町村が届出の状況を把握、確認する必要があることから、当県においては既に市町村を経由して届出を受理することとしており、非効率な運用となっている。

これらの実情を鑑みると、専門の見地を理由として都道府県を届出先及び指導監督実施主体として位置づける意義は薄く、総合的な事務の効率化や事業者にとっての利便性等の観点から、住民や事業者に身近な市町村が届出先及び指導監督実施主体として対応することが合理的である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

指導監督の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○一時預かり事業及び病児保育事業の事業実施要綱上の実施主体が市町村であることを踏まえると、市町村が当該事業に関する専門の見地に欠けているとは言えないのではないか。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できておらず、届出受理や立入検査の主体として不適当と言えるのではないか。

○同じ地域子ども・子育て支援事業である放課後児童健全育成事業については市町村が届出受理・指導監査の権限を有している。子ども・子育て支援新制度によって、統一的に市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども・子育て支援事業において、届出受理・指導監査の権限は統一すべきではないか。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業者に身近な市町村が権限を有することが適切ではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

番号法の規定による個人番号を利用した情報連携に関し、難病法に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる住民票関係情報の対象について住所地情報を追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第19条第7号の規定による個人番号を利用した情報連携に関して、難病の患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)に基づく特定医療費の支給に関する事務における情報連携で提供が受けられる「住民票関係情報」の対象に、「住所地情報」が含まれるよう、改善を求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

難病法に基づく特定医療費の支給認定、認定内容の変更の事務等においては、対象者の住所地を確認することが必要となるが、現行の番号法及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日省令)」の規定では、住所地情報が確認できないため、対象者に対し、個人番号の記載の他に住民票の添付を求める必要があり、対象者の負担が大きい状況である。

また、住所地情報については、住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて情報を取得することも可能だが、住基ネットを利用するためには、専用端末が必要となる。申請書は各健康福祉センターで受付事務を行うが、各健康福祉センターには端末が配備されていないため、住基ネットを利用するために端末が配備された部署まで出向く必要があり、住基ネットを利用する場合は事務の効率化が図れない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請等の際の住民票の添付省略が可能となり、対象者の利便性が向上されるとともに、都道府県において支給認定に必要な情報を円滑に取得できることから、行政事務の効率化につながる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二第119の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、神奈川県、静岡県、長野県、豊田市、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、沖縄県

○本県でも同様の支障事例が生じており、申請者に対し住所地情報と共に同一保険に加入している世帯員を確認するため住民票の添付を求めざるを得ず、利便性の向上は図られていない。

○提案県と同様に番号法の規定では住所地の確認ができないため、申請者に個人番号の記載を求めた上で住民票の提出を求めることになり、住民にとって利便性の向上が図られない。また、住基ネットによる取得も可能であるが、端末が本庁にしかなく申請を受けける保健所では確認ができず、事務処理に時間を要することになる。

○現時点では情報連携が始まっていないが、本県においても毎年1万件程度の申請があり、職員が個別に住民基本台帳システムで住所確認を行うと膨大な事務処理手間が増える。一方で、申請者の方にこれまで通りに住民記載事項証明書を市町役場で取得するよう求めることは、個人番号制度導入の意義につながらないと考えている。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、本県においても、住所地を確認する必要があり、住民票の添付を求めているところである。マイナンバーを利用した情報連携により住所地情報が取得できない場合、申請に際し、住民票の提出を求めることになり、申請者の負担が軽減されないとともに、本県における認定事務の効率化も図れない。

○難病法に基づく特定医療費の認定事務等において、申請には対象者の住所地確認が必要となる。しかし、マイナンバーによる情報連携では「住所地情報」が取得できないため、住基ネットによる検索を利用することとなるが、医療費助成の認定までに時間がかかり、申請者に対し、不利益を生じさせるおそれがある。

各府省からの第1次回答

難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務については、番号法において、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象として住民票関係情報を規定しているところであり、住民票関係情報に住所地情報を含めるかどうかについては、番号法を所管する内閣府や住民基本台帳法を所管する総務省において検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請書受付事務を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで出向く必要がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのではないかと思慮する。

また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れるとはいえない。

以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形での情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。

その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。

また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用による養育の確保」が必要であることを明確に位置付け。

提案団体

三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「里親制度の運営について」(平成14年雇児発第0905002号・局長通知)に、里親が行う児童の養育として「里親が昼間家庭にいない場合の放課後児童クラブの利用」について位置づける。

具体的な支障事例

近年では、共働きなどの里親が増えており、里子の放課後児童クラブの利用ニーズが高まっている。「里親制度の運営について」(平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によると、第6 里親が行う児童の養育で「10 里親は、学校教育法に規定する保護者に準じて、受託中の児童を就学させなければならないこと。」また第7 里親が行う養育に関する最低基準で「6教育 里親は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならないこと。」とされているが、放課後児童クラブの利用を必要とする委託児童に対し、その利用が確実に進むよう、各通知等に位置づけることが必要である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童の就学機会の確保や、また児童の処遇向上、里親制度の利用促進を図る。

根拠法令等

「里親制度運営要綱」及び「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、京都市、徳島県、高知県

○近年、現役世代の里親の登録者数は増加傾向にあり、それに伴い共働きの里親の数も増加している。共働きなどの里親の場合、里子に対する養育の場を確保する観点からも放課後児童クラブ等利用を必要とする里子に対し、その利用が養育に必要なこととして位置付けることで安定した養育環境を提供することができる。
○共働き世帯の中には、里親制度に関心はあるが、共働きによって里親としての十分な養育ができないと誤解又は不安を持っている潜在的な里親候補がいると考えられる。「里親制度の運営について」に放課後児童クラブの利用を位置づけることによって、そういった誤解又は不安を取り除くことができる一因となり、共働き世帯への里親制度の利用促進を図ることができる。

各府省からの第1次回答

通知における明確化については、今般の児童福祉法改正を踏まえた各種通知改正に係る検討と合わせて検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

改正児童福祉法が施行される平成29年4月1日までに、通知に明確化されるよう、検討を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

結核医療費負担申請時に記載する個人番号の削除

提案団体

茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

平成27年11月24日厚生労働省健康局長通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」)により、入院患者及び結核患者の医療に係る費用負担の申請に記載すべき事項として個人番号を追加する等の規定の整備がなされたが、結核患者の医療に係る費用負担の申請に関し、個人番号を削除すること。

具体的な支障事例

感染症法において平成28年1月1日から、結核医療費公費負担申請書に個人番号を記入することになったが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、個人の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療公費負担申請については、前者と違い入院等の措置はなく、申請受付先となる保健所において個人番号を活用することはない。そのため、個人番号使用による申請者の負担を軽減できないばかりか、不必要な情報を入手するという個人負担を負わせることになり、保管する保健所においても、不必要な個人番号の取扱い、管理等が困難な状況である。

※当該取扱いの施行後、患者からも不要な情報まで取るのかと、苦情が寄せられているところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

・記載項目が減ることで、申請者にとって記載等に係る負担が軽減され、行政にとっても不要な情報を管理するコスト及び漏えい等のリスクを回避でき、事務の効率・簡素化に資する。

根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第20条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、埼玉県、東京都、横浜市、長野県、豊田市、大津市、京都市、大阪府、大牟田市、大分市

○法第37条の2について活用する予定は今後も無いこと、また、管理に係るコスト削減・漏えいリスク回避のため、個人番号の記載は削除すべきと考える。

○通院医療の際は、マイナンバーが不必要にも関わらず、未記載の場合、再度保健所に来所してもらい記載してもらうため、患者の負担となっている。不必要な個人情報を管理しなければならないことから、行政側の管理の手間がかかっている。

○申請手続きに不要な個人番号を申請書に記載させることは、申請者の負担となる。また、情報管理の安全性確保の面からも、不要な個人情報保有することは望ましくない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条(入院患者の医療)の結核医療費公費負担については、申請者世帯の所得税額等の調査のため個人番号の利用が想定されるが、同法第37条の2(結核患者の医療)における結核医療費負担申請については、所得税額の調査は不要であるにも関わらず、個人番号を収集する取扱いとなっている。マイナンバー法による特定個人番号の厳しい取扱いの中で、前述の不必要な収集は管理上好ましくないため、法第37条の2の公費負担申請に係る個人番号は削除が妥当。

各府省からの第1次回答

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)第37条の2第1項に係る事務については、個人番号を利用して個人情報を効率的に検索し、及び管理することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第52条第3号)また、感染症法第39条第1項の費用の調整に関する事務において、他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報を、個人番号を用いて連携することができ、保険の加入状況等を把握することができる。(行政手続における特定の個人を識別するための法律別表第2第97項)

感染症法第37条の2第1項に係る事務については、以上のように、個人番号を用いて保険加入状況等を把握し公費負担額決定を迅速に行う等、事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものであり、引き続き記入を求めることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。

しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。

従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受付する保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

104

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

児童扶養手当受給資格認定手続きにおける居住地申請特例の要件緩和

提案団体

丸亀市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

勤務地近くの保育所に入所するためや区域外の学校へ就学することを理由として、やむを得ず住民票と現住所が異なる場合に、現住所を管轄する自治体において受給資格申請の受理ができる旨を、児童扶養手当の受給資格認定申請に係る事務取扱についての通知に明記すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

児童扶養手当の受給資格認定申請は、住所地を管轄する市区町村にて行うこととされているが、夫の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が当該父に知られると危害が加えられる恐れが強い場合や、夫または本人のサラ金の取り立てや児童のいじめ等、住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合には、現実の住所地の市区町村において申請を受理して差し支えないこととされている。ひとり親の場合で、市町村教育委員会間の協議が整わず区域外就学ができない、又は保育所広域利用ができないことにより、やむを得ず居住地以外の場所へ住民登録し、住民登録市町村における学校や保育所へ通うような場合、居住実態がないために住民登録地では受給資格認定を受けられず、児童扶養手当の受給資格があるにも関わらず、受給できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童扶養手当の受給資格認定申請の居住地申請特例を緩和することで、ひとり親の不利益がなくなり、生活の負担軽減に繋がる。

根拠法令等

昭和 60 年 11 月 16 日 児企第 37 号厚生省児童家庭局企画課長通知「児童扶養手当の受給資格認定に係る事務取扱について」及び平成 22 年 8 月厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課発行「児童扶養手当事務処理マニュアル」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

八幡浜市

—

各府省からの第1次回答

そもそも居住地と住民票が異なることは想定していないが、父のDVや酒乱等から逃れるために住所を移し、父に現住所が知られると危害が加えられる虞が強い場合など、住民票の移動ができないことに真にやむを得ない場合に限り、住民票と異なる現実の住所地からの申請を受けることを限定的に認めている。就学や保育所利用のために居住地と住民票を別にするには、危害が加えられる虞が強い限定的な場合とはいえないため、ご提案を認めることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の背景としては、現状の児童扶養手当の制度が事実婚を支給不可としており、そのための生活実態調査等を行う必要があり、自治体にとって大きな負担となっているという現実がある。また、居住地と住民票が異なることが想定されていないにしても、実態として、住民登録地と現住所が一致しないケースはある。そういった場合には、児童扶養手当の受給資格要件を備えていても、実態がないため受給資格認定ができない場合があり、手当が必要な世帯への支援が届かないこととなる。この状況を改善するためには、区域外の学校へ就学したり、保育所へ入所するために住民票と現住所が異なる場合等、やむを得ない事由があると市町村が判断した場合に、現住所で児童扶養手当を受給できる旨を明記することにより、実態把握が容易になり、本当に児童扶養手当が必要な世帯に行き渡る等のメリットがあるため、受給資格認定手続きの改善について再検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

115

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定保育士養成施設の定員弾力化

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育士の人材供給を確実に増やすため、指定保育士養成施設の定員弾力化が可能である旨、厚生労働省から都道府県に通知を発出するなど、指定保育士養成施設の定員基準の弾力化を求めるもの。

具体的な支障事例

本市では、平成26年4月、平成27年4月と2年連続待機児童ゼロを達成したが、平成28年4月の待機児童は11人となった。保育所等の申込数は年々増加しているが、それに見合った保育士の確保が難しくなっている。指定保育士養成施設の指定等については、児童福祉法施行令第5条の規定により都道府県(昨年度までは厚生労働省)の承認を必要としているところであるが、入学定員については、「指定保育士養成施設の運営適正化について」(平成17年11月17日雇児保発1117001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)を基準として、運用上、入学定員を超過して学生を受け入れることが認められていない状況にある。結果として学生の辞退を考慮して、余裕のある合格通知を出すことができず、定員割れとなる場合や、定員を超過した場合は、都道府県(昨年度までは厚生労働省)に対し、改善方策の提出が必要となるなど、養成施設での柔軟な対応ができない状況である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本市においても、年々保育士の確保は難しくなっており、例えば私立大学等経費補助金の取扱いに準じて約1.1倍までは許容するなどの措置を講ずることにより、市内の保育士確保状況が改善され、待機児童解消にも資するものである。

根拠法令等

児童福祉法第18条の6第1号
児童福祉法施行令第5条第3項
児童福祉法施行規則第6条の3第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

浜松市

○本市においても、保育需要増加に応えるために、施設整備を進めているが、保育士確保が難しい状況である。本市の養成施設の卒業生全てが保育所等に就労するとは限らない。保育士の数を増やすためにも、指定保育士養成施設の定員弾力化が必要であると考えます。

○当区においても、私立認可保育所における保育士の確保が厳しい状況にある。提案のとおり、一定程度、運用上の入学合格者数を許容する措置は保育士確保の困難な状況の改善のひとつであると考えている。

各府省からの第1次回答

以前に同様の要望を受け、すでに指定保育士養成施設の定員の弾力化が可能である旨、自治体宛周知しており(「指定保育士養成施設の定員超過に関する取扱いについて」(平成28年6月13日雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡))、ご提案に係る支障は解消されている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案については、第一次回答について了解いたしました。今後も、児童福祉の将来を見据えた安定的な保育施設運営が可能となる体制の整備を引き続きお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「支障は解消されている」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

116

提案区分

C A又はBに関連する見直し

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護医療扶助の医療券の交付対象者の変更

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療扶助運営要領第3 医療扶助実施方式(本提案において「実施方式」という。)2-(5)-オ-(ウ)では、「医療券の交付に当たっては、被保護者をして医療券交付処理簿に受領印を押させ、又は被保護者から受領証を徴すること。」とされているが、医療券の交付及び受領印等の徴取を医療機関に対して行うものとするよう変更されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

病気や障がいを抱え、支援者が近くにいらない被保護者は、医療券受領のため業務所管課窓口に来られず、治療を諦める事例がある。地区担当員が被保護者宅に医療券を持参する場合、事務負担となり通常の支援の支障となる。

障がい等で管理能力に欠ける被保護者が多く、医療券を紛失する事例がある。この場合、医療券を再交付するが、被保護者の治療が遅れるほか、事務手続が増える。また、実際は紛失していないのに再交付すると、先に交付した医療券を対象者以外の者に使用させる等の悪用が、過去の類似の事例から懸念される。再交付の申出がないと、医療券を持参せず受診しようとして医療機関との間でトラブルとなり、医療機関から診療、医療費請求等の事務に遅延等の支障が生じるとの声がある。

今後、高齢世帯が増加する見込みであり、同じ理由による支障が多くなることが懸念される。

なお、各給付可否意見書及び診療依頼書の交付も同じ問題がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

被保護者は、必要な医療行為を適切に受けられるだけでなく、早期治療による治癒が見込まれる。

実施機関は、医療券再交付等の事務負担の軽減分を通常の支援に充てられ、被保護者は今以上の支援の中、保護の脱却を図ることが可能となる。

医療機関は、直接交付により確実な医療券の受領が可能となり円滑な事務手続きが行える。

【参考】

医療券は診療の際の受給資格の証明書となるが、受給資格の証明は業務所管課から医療機関への状況説明、医療機関での本人確認等で代替可能である。

指定医療機関医療担当規程第9条の規定により医療券は最終的に医療機関で保管するため、医療機関から受領証を徴すればよい。

根拠法令等

医療扶助運営要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿角市、群馬県、川越市、秩父市、春日部市、千葉県

○医療券は被保護者への交付が原則であるが、被保護者への交付が困難な場合のほか、既に被保護者が医療機関で受診している場合など、医療機関から実施機関へ医療券の交付を催促されることも多い。

○医療券は受診する方が生活保護の医療扶助で適用者であることの確認及び請求の際の根拠書類として医療機関が必要とするものであることから、提案のとおり医療機関への直接送付となれば被保護者による紛失や窓口に来てから医療機関に行くという被保護者の負担の軽減にもつながる。

○特に総合病院への受診には、予約や初診は受診できない等トラブルが多々発生している。医療機関への直接交付となると、確実な医療券の受領が可能であることから、検討すべき事項である。

○当市においても、既に窓口で交付済みであるにもかかわらず、その医療機関から「受領していない。」として、医療券の請求があり、再発行することがあります。また、医療機関の中には、「患者が本当に被保護者かどうかの確認が必要なので、医療券を持参しないと診ない。」としている所がありますが、被保護者が直接、医療券を持参するという方式は、管理上問題があると考えます。医療券を直接、医療機関に送付し、資格確認は福祉事務所への電話確認等でとなれば、少なくとも、医療券発行にかかる事務量及び経費の削減になります。

各府省からの第1次回答

医療扶助の実施にあたっては、医療扶助の決定のみならず、医療費の自己負担分や受診する医療機関といった事項につき、医療券を用いて、その給付内容を本人に示している。

上記の目的に加え、保護の実施機関が事前に認めた医療扶助給付を最終的に利用するかどうかの判断は、他の扶助と同様に被保護者自身の意思に委ねられていることなどから、原則として医療券を本人に直接交付することとしており、これを医療機関に直接送付するといった方式に変更することは適当でないと考えている。

ただし、被保護者が入院中で扶養義務者等がいらないなど特別な事情がある場合は、例外的に所定の医療機関へ直接交付しても差し支えないとしている。

なお、疾病または障害等により被保護者自身が適切に医療券を管理できないケースにおいては、被保護者の他の財産や権利を擁護するという観点から、自立支援プログラムの活用や地域の福祉サービス利用援助事業の利用など被保護者が適切な支援を受けられるようご検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

医療券により給付内容を提示する点であるが、本人への提示は、通常、保護決定通知書により行うもので、医療券によらなければならないものではない。

医療扶助給付の最終的な利用判断については、被保護者が診療のために医療機関に行くかを最終的に判断することから、医療券交付の有無に関わらず被保護者の意思に委ねられるものであり、むしろ、給付利用しない医療券が本人の手元に残ると、紛失、悪用等により医療券が他人に渡り、不正利用される等の大きな問題が生じる。

本提案にあたり支障事例は示したところであるが、特に、病気や障がいを抱え、支援者が近くにいない被保護者の支障を懸念している。体調不良の場合、いち早く医療機関に受診する必要があるが、市まで医療券を受け取りに来る体力がなかったり、市までの交通費を負担しなければならない等、被保護者の身体的・金銭的な負担は大きい。当然、市職員が医療券を本人に届けることも現実的でない。そうすると、医療機関への受診を躊躇して病気が悪化し、生活保護法で保障する最低生活を送ることはできない。

また、被保護者ではなく、医療機関に医療券を送付できれば、市の事務・費用負担は少なくなる。当該事務の軽減分を被保護者への支援業務に充てることができれば、より細やかな生活指導等も可能となり、被保護者の自立した生活に資する。

なお、自立支援プログラム等では、対象者が限定されることから支障が解決されない場合が多く想定される。支援内容が医療券を市で管理し、医療券を本人に代わって医療機関に提出すること等であるとすれば、それこそ医療券を医療機関へ直接送付すれば足りる。

よって再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

117

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護医療扶助変更等の決定に係る通知の一部廃止

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第 24 条から第 26 条までの規定による保護の決定の際、要保護者に対しその旨書面をもって通知するが、保護の変更(医療扶助運営要領第 3(医療扶助実施方式)-2-(3)に規定する変更決定のうち、「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」及び医療扶助の廃止決定のうち、「治癒による廃止」については、書面による通知を不要とするよう改められたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

医療扶助の決定のうち、特に決定件数が多い種類の通知については、これが大量に被保護者に届くと、他扶助の通知と混同したり、医療扶助の廃止決定を保護の廃止決定と誤解する等、被保護者に混乱を来す懸念がある。

実施機関としても、医療扶助の決定件数は多く(医療券の交付ごとに一つの決定があったとすると、月 10,000 件程度)、その全てについて通知を行うことは、実施機関の事務負担が過大となるだけでなく、通知の印刷代、郵送代等の費用が多額となり財政面での負担が大きくなっている。

なお、本人支払額の変更等の本人の負担となる決定又は不利益となる決定については、被保護者が自身の権利利益を保全するためにも通知をすることが必要であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正による効果】

被保護者に混乱を来すような通知を不要としても、医療機関から次回の診察日や治癒による治療終了の説明を受けたり、また、地区担当員からの連絡によって、被保護者は医療扶助の継続又は廃止を認識することが十分可能であり、被保護者の保護の受給及びその生活に影響はないものと考えられる。

被保護者に混乱を来すような通知を不要とし、被保護者が生活に真に必要な決定内容のみを通知することは、むしろ被保護者がその決定内容を正しく、かつ、容易に把握でき、今まで以上に安心して生活することはできるようになると考える。

実施機関は、通知に係る事務及び費用の負担の軽減ができ、軽減した事務負担分を通常の支援に充てられる結果、被保護者は今まで以上の支援の中、生活保護からの脱却を図ることが可能となる。

根拠法令等

生活保護法第 24 条、第 25 条、第 26 条、
医療扶助運営要領、生活保護問答集

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

群馬県、川越市、秩父市、千葉県、軽井沢町

○生活保護被保護者のほとんどが医療扶助の適用を受けており、医療機関の変更、完治による医療扶助廃止の決定等の通知は被保護者にとっても必要性を感じるものではなく、かえって福祉事務所からの通知に対する認識を下げてしまうものになっていると思われる。

○医療扶助運営要領の中には、現状の生活保護事務にそぐわない規定が少なからず見受けられます。当市においても、各ケースワーカーが約 100 世帯を抱えており、医療・介護担当の業務量も年々、増大しております。本来の支援業務の充実のために、業務の削減につながる要領改正は必要と考えます。

各府省からの第 1 次回答

各書面による通知を不要とされたいとするご提案の中で、前半部分の「指定医療機関の変更、入院と入院外の変更、介護老人保健施設から医科への変更、医科と歯科の変更、他法による負担の程度の変更、訪問看護の決定及び変更」が、生活保護法第 25 条第 2 項に規定された職権による変更決定である場合は、書面をもってこれを被保護者に通知する必要がある。

一方、当該変更決定が、傷病届による変更申請を受けて決定されたものであって、明白に医療の必要性が認められる場合は、必要な決定後ただちに医療券を発行しその医療券を直接交付することによって十分決定の内容を伝達することができるため、当該決定通知書を省略して差し支えないとしている。

後半部分の「治癒による廃止」についてであるが、医療扶助の給付決定の際、本人に直接交付する医療券において予め有効期限を定めており、当該終期の到来をもって医療扶助の給付は終了する。保護の変更は通知をもって行うことが原則であるものの、当該医療扶助の給付の終了については、保護の変更の処分が行われているものではないため、当該変更の通知は不要である。

なお、医療券における有効期限到来前に医療扶助の給付を終了する必要がある場合は、当該変更につき被保護者に対して通知を行う必要があると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、管理番号 116(医療券の医療機関への直接交付)を前提としている。

現状、医療扶助運営要領第 3-2-(5)-才但し書の規定により医療券を直接医療機関へ送付する場合があるが、書面による通知を省略すること(同要領 3-2-(4)但し書)ができず、本来すべき被保護者への生活支援の時間を割いて通知業務を行わざるを得ず、結局、被保護者の自立支援が思うように進まない。

そもそも、高齢・障がい等の諸事情を抱える被保護者にとって、生活保護制度は複雑かつ難解であり、各扶助の給付申請、届出、報告等に関する通知が多く届くことで、何に対する通知なのか把握できず、他の決定と混同する等の支障があることは提案で示すとおりである。これらの支障が解消されれば、被保護者はストレスなく、安心した生活を送ることができ、これは生活保護法の趣旨にも合致する。

1 次回答にある「傷病届による変更申請を受けて決定されたものであって、明白に医療の必要性が認められる場合は、医療券を交付することで書面による通知を省略することができる」のは、本人が認識すべき事項が医療券の記載事項であることにほかならない。当該事項は単純・明確な内容であり、書面によらなくても十分に伝達可能なものである。加えて、被保護者からすると、現に医療機関を受診している事実があるから、医療扶助の決定や内容を常に把握することができる。

廃止等不服申立ての可能性のあるものや書面によらなければ被保護者に伝達できない内容の決定は別として、提案に挙げた種類の決定についての通知は不要と考えるため、再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

114

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

死亡した生活保護受給者の遺留金品の生活保護債権への充当

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

死亡した生活保護受給者の遺留金品を、生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)へ充当することができるよう、生活保護法第76条第2項に「第1項の保護費に充てても、なお遺留金品に残余が生じた場合は、これを死亡した被保護者に対する生活保護債権に充てることができる」ことを加え、従来の第2項を第3項とした上で、「前項の費用」を「前2項の費用及び生活保護債権」に改正すること。

具体的な支障事例

相続人がいないか明らかでない生活保護受給者が死亡し、自治体が遺留金品を管理することとなる場合、当該遺留金品は生活保護法第76条第1項の規定により、死亡後に支給される保護費(葬祭扶助費)にのみ充てることができるが、なお残余が生じたときは、生活保護法施行規則第22条第2項の規定により、家庭裁判所に対し相続財産管理人の選任を申立てることとなる。

一般に、単身の生活保護受給者が死亡した場合、死亡月に前渡した扶助費のうち、廃止日以降月末までの扶助費を日割計算し、過扶助戻入金として相続人に請求する債権が生じる(自治体の債権)。

このような中で、自治体が有する死亡した生活保護受給者に対しての債権は少額であることが多いにもかかわらず、相続財産管理人の選任には高額な予納金が必要となるため、債権者である自治体は、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担することとなり、費用対効果の面から相続財産管理人選任の申立てに消極的にならざるをえない状況になっている。

また、遺留財産には金融機関の口座に預貯金があることも多く、自治体による預貯金の払戻しが受けられず、そのまま休眠口座となってしまう現状もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体の適切な債権保全が図れるとともに、遺留金品や残余財産の取扱いについての事務負担軽減を図ることができるものである。

また、残余財産については検察官の請求により速やかに手続きが行われることで、最終的に国庫に帰属できることが可能となる。

なお、一般に遺留財産は生活保護費によって形成されたものであり、生活保護債権に優先して充当することは、他債権者を害するものではない。

根拠法令等

生活保護法第76条

生活保護法施行規則第22条

【参考】

厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の2
厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、鹿角市、川越市、秩父市、名古屋市、春日井市、豊田市、城陽市、堺市、茨木市、寝屋川市、加古川市、大村市、雲仙市

○相続人がいないか明らかでない被保護者が死亡した場合、墓地埋葬等に関する法律に基づき、葬祭を執り行う。このとき、遺留金品のうち現金であれば、当該費用に即座に充てることはできるが、金融機関に預けている預貯金であれば、後ほど明らかになった相続人又は選任された相続財産管理人から当該費用を弁償してもらうまで数年におよぶ恐れがある。また、本市が繰替支弁した費用に係る県負担金の償還も同様に遅れることになる。また、遺留金品を死亡した被保護者の葬祭費用に充て残余金があったとしても、これを被保護者に対する戻入金等の生活保護債権に充てることは現状できず、明らかになった相続人又は相続財産管理人に引き渡した上で納付してもらうことになる。なお、相続財産管理人の選任には多額の費用を必要とするため、法令上定められた手続きを行うことで、結果的に債権額以上の費用を負担しなければならない恐れもある。本市としては、事務の効率化、事務負担の軽減及び債権の早期回収を図るため、葬祭費用及び生活保護債権に充てる場合に限り、死亡した被保護者の預貯金の払戻しを簡便に受け取ることができる制度改正を望むものである。

○本市においても、死亡廃止となった後の戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金について、相続人が明らかでない場合や疎遠や遠方であるため、必要な処理が行えず未納分が滞納となっている。また、相続財産管理人の選定を行う場合でも、累積金が少額等の理由により、裁判所等との調整が必要となり速やかな処理ができない事案も発生している。また、選定手続きについても、担当ケースワーカーが行うことになるため負担が大きく、特に職員数が少ない自治体では手続きの停滞が懸念される。提案事項は、死亡廃止した生活保護受給者の遺留金品を生活保護債権へ充当することにより、未収債権の改善に寄与するものと考えられる。

生活保護債権に充てることが可能となれば、債務の保全とともに事務の軽減につながるものと考えられる。

○遺留品や残余財産の取扱いについて、債権に充てるためには、過大な事務量、時間、予算が必要とされる。生活保護債権は速やかに国庫に帰属されることが必要なことから、改正の必要があると思われる。

○死亡した被保護者の口座からの払い戻しについて、金融機関には、被保護者の葬祭に要する実費さえも、応じてもらえていない。結果として、被保護者の遺留金品があるにも関わらず、葬祭扶助を支給することになる。厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」第13の問2について、民間金融機関に対し改めて徹底していただきたい。提案市と同意見である。

各府省からの第1次回答

死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であり、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものである。

ただし、死亡した被保護者の葬祭については、死亡後にその者が必要とするものであることから、葬祭を行う者に対して葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条第1項にて、遺留金品による充当が例外的に認められているところである。

葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできず、地方公共団体が持つ生活保護債権（生活保護費の戻入金、法第63条による返還金、法第78条による徴収金）についても、民法に定められた手続きにより行使されるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条において、遺留金品による充当及び先取特権が認められているところである。

このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものと考えられる。

回答では、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護制度において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権と

して「日用品供給」の先取特権が認められていることから、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したものに対する戻入金・法第63条返還金・法第78条徴収金)への充当ができるよう、特別法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:24

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 63 条の規定による費用の返還方法の追加

提案団体

岐阜市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第 63 条(以下、本提案において「法」という。)の規定による費用返還について、法第 78 条の 2 の規定のように、被保護者の最低限度の生活を維持することができる範囲で、かつ、被保護者から保護金品の一部を返還金の納入に充てる旨の申出があるという要件のもと、当該申出に係る費用返還ができるよう規定を新設されたい。

具体的な支障事例

【支障事例】

返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、病気や障がい等を抱えながら毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望が多くある。今後、高齢世帯が増加する見込みであることから、同様の理由による要望が多くなることが懸念される。

法第 78 条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思がある以上、返還金についても同様の方法を認められない根拠は乏しく、上述の申出のある被保護者に直接納入できない旨の説明ができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【制度改正による効果】

支給される保護金品から直接返還に充てることで、被保護者の支払手続が簡略化され、負担が軽減される。実施機関としても、納付書の発行等返還手続に係る事務負担の軽減となる。

【参考】

本提案は、法第 59 条に規定する受給権の保護の例外となるものだが、平成 27 年提案(管理番号 181)の回答から、本人同意のある場合に適用を限ることで、被保護者は権利として保障される最低生活水準を下回る状態となることを自身の判断で許容したととらえることが可能なのであれば、当該返還方法は、通常の返還方法と性質を異にするものではなく、毎月計画的に返還を行う被保護者には、通常の返還方法に代わる利便性の高いものとする。ただし、実施にあたり、直接返還を希望する意思に変わりないかを定期的に確認する等の配慮が必要と考える。

根拠法令等

生活保護法第 63 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、青森県、湯沢市、川越市、秩父市、春日部市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、広島市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、家族が金銭管理を行っている場合、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となる。特に金銭管理者が遠方に住んでいる場合、支払うことができる金融機関を探すことが困難となるケースもあり、支給される保護費から直接返還に充てたいとの希望がある。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を費消している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼（同意）の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は複数町村合併があったため行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○当市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。

今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○県内の各福祉事務所においても、法第63条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続が煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第78条と法第63条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○生活保護法に基づく返還金について、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、岐阜市と同様に改正をお願いしたい。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○生活保護法第63条返還金については、保護費との調整が認められていないため、納付書払いによる納入指導を行っているが、納付が滞ることが多く、未納額は増大する一方である。また、高齢や疾病、障害等により、納付に出向くことが困難な被保護者もあり、保護費から調整してほしいという要望を受けることも少なくない。法第63条返還金についても法78条徴収金と同様に、保護費と調整することが可能となるよう法が改正されると、不良債権の減少、不納欠損の減少による国庫負担金の減少、事務負担の軽減、また、返還する者にとっても利便性の向上が図られる。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するものであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても、法第63条による返還金の多くは一括返還が困難で分割納付となっている。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、毎月の納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。

○法第63条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第1次回答

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和25年法律第144号)(以下「法」という。)第58条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第78条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第78条の2にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第63条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第63条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題

があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、返還金債権と徴収金債権の本質は、「定められた額を市に納入しなければならず、そのため、返還・徴収の実効性を確保する必要がある。」という点で一致することから、返還金も法第 78 条の 2 と同様の規定を設けることを求めるものである。

平成 27 年提案(管理番号 181)二次回答によると、法第 78 条の 2 は「本人の同意がある。」、「市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する。」という 2 つの要件が満たされる前提で新設されたものであり、提案する返還金の保護費調整も当該要件を満たしている。

また、提案で示す被保護者の要望は、債権発生に責めない者の意見を含んでおり、返還金の債権発生原因を含む決定内容は、予め通知や市との協議で被保護者に伝達しており、被保護者は自身に責任がないことを認識の上でなお保護費調整を望んでいるものである。

返還金と徴収金の違いは、一次回答のとおり債権発生原因のみだが、上述から、被保護者の帰責性の有無で保護費調整の可否を判断すべきでなく、両債権を別異に取り扱う必要はない。

以上から提案する返還金の保護費調整は、法第 78 条の 2 と同様に上限額、返還方法等を法制度で保障するものであり、被保護者の受給権を保護し、最低生活を保障する法の趣旨に合致する。

加えて、被保護者の納付手続を簡略化する等、特に今後増加が見込まれる高齢者の手続負担を軽減できる利便がある。

よって再検討を求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうるとのことであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:24

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護の返還金の徴収方法の弾力化

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護費との調整を可能とし、被保護者の負担軽減や納付忘れ防止に繋げることができるよう、法の改正を求める。

具体的な支障事例

広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、年金の遡及受給や一時的な所得など、様々な理由によって被保護者に対する返還金に係る債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。

こうした返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。

また、返還を忘れて本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。

これらは、返還金の回収率が改善しない原因の1つになっており、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の申出があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の申出があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正をお願いしたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

被保護者にとって、福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能になり、負担の軽減になる。

また、被保護者に対して督促を行うことが不要となるなどケースワーカーの負担の軽減にも資する。

さらに、生活保護費と調整することで被保護者による納付忘れを防ぐことができることにより未納が減少となる結果、適切な債権管理に資する。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、青森県、川崎市、秩父市、千葉県、千葉市、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、京都府、城陽市、堺市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、宍粟市、新見市、西条市、長崎

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○返還金を各月に分割して支払う被保護者の中には、毎月金融機関等の窓口で支払うことは負担となるため、支給される保護金品から直接返還に充てたいとの希望者は多く、債権管理上もこうした制度が導入されれば、事務担当者の負担は少なからず軽減される。法第78条に規定する徴収金と比較し強制徴収性に違いはあるが、被保護者が保護金品の一部を返還金に充てる真摯な意思が確実に確認された場合は、返還金についても徴収金と同様の方法を認められたい。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市では、生活保護法第63条に基づく返還金が、平成26年度は1,868件あり、それに伴い、実施機関は、毎月、納付書発行等の事務及び被保護者への納付書の郵送代等の負担が生じている。また、被保護者は、直接、金融機関の窓口に出向いて納付する方法となるため、それが加重的な負担となっており、納付忘れ等が発生する要因の一つとなっている。制度改正により、被保護者の利便性の向上及び未納の防止、実施機関の事務負担軽減及び経費の節減に大きな効果があると考えられる。

○本市でも、法第63条返還金の回収は十分ではない。返還金については、ケースワーカーが被保護者に説明を行い一括返還を求めているが、結局のところ被保護者が一部又はその大半を消費している事例も数多くあり、やむをえず納付書払による分割納付を認めている。しかしながら、納付書払による方法は、納付が滞ることが多く、未納債権は増大する一方で、今後の適正な債権管理に支障をきたすことが懸念される。生活保護費の支給日当日又はその数日以内に納付書払の指導を行うも、日中は就労中、あるいは高齢や障がい等により本市福祉事務所や金融機関等の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者から毎月の生活保護費から天引きしてほしいという依頼を受けることも少なくない。このような中、最低限の生活を維持できる範囲内で、被保護者からの依頼(同意)の下、保護費との調整ができれば、被保護者の納付漏れの防止、並びに福祉事務所の納付指導に費やす事務負担が軽減される。法改正は、未納の減少及び適切な債権管理に資するなど、両者にとって有益であることは明らかであり、早期の実現を望むものである。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債権者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約に

より、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○当市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。法第 63 条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いっている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本県内の各福祉事務所においても、法第 63 条による債権について、一括納付できない場合の債権管理や納入指導に多大な時間や労力が割かれている現状にある。また、対象者から、納入手続きが煩わしいため、支給される保護費と調整してほしいとの要望が寄せられることも度々ある。このように対象者からの要望・同意がある場合に、法第 78 条と法第 63 条とで保護費との調整の可否を区別する必要性は薄いと考えられる。制度改正により、対象者と実施機関双方にメリットをもたらすものと考えられる。

○返還金を毎月支払う意思があるが、近所に金融機関がないため支払いが滞っているケースがある。また、保護費からの代納を希望するケースもある。生活保護費から直接返還金に充当することで、被保護者の負担軽減、事務の効率化及び徴収率の向上につながる。

○本市における 63 条債権に係る収入未済額は、平成 26 年度 960 件、172,387 千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63 条債権の場合、生活保護法第 78 条の 2 に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63 条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するものであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第 63 条による返還金は毎年 100 件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第 63 条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第 63 条の債権発生原因の中には、法第 78 条と異なり、被保護者に責がないものもあるが、法第 63 条の返

還金も法第 78 条の徴収金も、過払いとなった生活保護費を回収するものであり、被保護者が地方公共団体に支払い、地方公共団体が収納しなければならない債権であることに違いはない。

法第 63 条の返還金を生活保護費と調整することにより、被保護者にとっても、福祉事務所や金融機関に向く必要がなくなり、また、払い忘れを防ぐことができるようになるなどの利点がある。法第 63 条の返還金の生活保護費との調整については、被保護者から月々の調整額を付して返還金に充てることの申出がある場合に限定することにより、生活保護法の趣旨に反しないものとなると考える。

口座振替による方法については、振替手数料が 1 件あたり毎月 10 円程度かかるほか、被保護者が口座振替処理の前に、保護費を引き出すと、振替ができない可能性がある。

このため、被保護者に責がないものも含めて、法第 63 条による返還金について、本人からの申出がある場合は、生活保護費との調整を行うことができるよう法改正を行っていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をするという事はない。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限るとのこと、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必

要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないか。

○返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の2に規定する)申出の任意性に疑義が生じうることであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講じることで、本提案を実現できるのではないか。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

重点事項通番:24

管理番号

262

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費と返還金の調整

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下「法」という。)第63条に基づき生じる債権の非免責化については、平成27年の地方からの提案等に関する対応方針で、今後検討を行い必要な措置を講ずるとされているが、公的扶助を適切に運用する観点から、法第63条による返還金について、法78条による徴収金と同様に被保護者から申出があった場合、保護費と調整をすることが出来るなど早期に法改正を検討し、適切な措置を講ずること。

具体的な支障事例

法第63条返還金については、保護費との調整が認められておらず、納付書払等による納入指導を行うものの、納付が滞ることが多く、未納の債権額が増大してしまうのが現状である。
例えば、年金の遡及受給や交通事故保険金等の一時的な所得は、本来であれば法第63条返還金として一括で返還すべきものを、すみやかに収入申告せず消費してしまう事例が後を絶たない。
この場合、やむを得ず分割での返還を求めることとなるが、納付書払となるため納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。
被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい方もおり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、現場のケースワーカーの中にも保護費との調整を求める声がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

返還率の向上による不良債権の減少、不能欠損の減少、ひいては国庫負担金の減少につながるものと考えられる。これは会計検査院の求める「生活保護費に係る返還金等の適正な債権管理」の趣旨に沿ったものとなる。また、実施機関にとっては、納付書払いによる納入指導や、未納による督促の作業等、実施機関の業務量軽減にもつなげることができる。
さらに、返還する側にとっても、「納付書払いによる金融機関に毎月出向く手間を省くこと」、「納付忘れを防ぐこと」が可能となり、利便性の向上が期待できるものである。

根拠法令等

生活保護法第63条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、青森県、川越市、秩父市、千葉県、新宿区、青梅市、横浜市、浜松市、安曇野市、春日井市、刈谷市、豊田市、滋賀県、城陽市、茨木市、八尾市、寝屋川市、加古川市、西条市、長崎市、雲仙市、大村市、大分県

○本市においても、生活保護法第63条に基づく返還金に関する債権について、適切な管理に務め、未納債権の発生防止の取組みを行っているが、一部の債権においては、左記事例と同様に収入後に消費してしまい、未納となるものが発生している。未納債権が発生すると、督促をはじめ、相続の確認等の様々な事務が発生し、職員の業務量の増加や事務の複雑化により保護の実施に支障をきたしかねない状況になっている。未納債権の発生防止には保護費との調整が効果的であり、生活保護法第78条による徴収金の徴収事務において実証されている。

○返還金については、各担当ケースワーカーが被保護者に説明を行い返還を求めているが、被保護者の中には高齢や疾病等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口まで出向くことが難しい者もあり、こうした被保護者からは、生活保護費から調整してほしいという依頼を受けることも少なくない。また、返還を忘れ本来返還すべき金銭を使ってしまい、納付が困難になるケースも発生している。平成25年の法改正により、不正受給を原因とする徴収金については、本人の同意があれば生活保護費との調整が可能となったが、生活保護法第63条に基づく返還金についても、本人の同意があれば被保護者が自身の判断で調整を許容しているといえるため、同様の改正を行うことにより、返還金の徴収の効率化が図れる。

○本市における生活保護受給者も高齢者世帯が増加傾向にあり、そのような中、返還金を各月に分割して支払う被保護者においては、毎月金融機関等の窓口で支払うことが負担となっているところである。また、障害や傷病世帯においても高齢者世帯と同様の事例が生じている。

○本市では、法第63条返還金の納付方法について、被保護者の申出により、保護費口座から自動的に納付額を引き落とす口座振替の手法を取り入れている。この納付方法により、被保護者は福祉事務所の窓口や金融機関まで出向くことなく返還金を納めることが可能となり負担軽減となっているが、口座残高不足による振替不能が発生しておりこれからの課題となっている。

○本市においても、法第63条による返還金を分割して返還しているケースが多数あるが、支払う意思があるのに、納付書を紛失してしまったり、病気などで金融機関まで支払いに行くのが困難になる等の理由で、支払いが滞る場合がある。保護金品からの直接返還に充てることは、被保護者の支払手続きの簡略化や負担軽減になると共に、実施機関においても事務が軽減されるため、その効果は非常に大きい。

○法第63条の返還金においては、生活保護費との調整が認められていない状況から、納付の際に福祉事務所や金融機関の窓口に出向き納めていただく必要がある。しかし、被保護者の中には、高齢や障害、就労の状況等により、納付のために福祉事務所や金融機関の窓口に出向くことが難しい場合や納付を忘れ、本来返還すべき金銭を使用してしまい、返還が困難になる場合もある。このことから、法第78条と同様の取り扱いが認められることで、返還金等の適正な管理と被保護者の負担軽減を図ることができる。

○本市においても、法63条返還金の支払いについて、高齢や傷病、障害等で金融機関や区役所窓口での納付が困難な生活保護受給者を中心に、支給保護費から直接差し引きを求める声は以前から多く寄せられている。今後、法78条徴収金の取り扱いと同様に、本人が申し出た場合に限り保護費との調整が可能となれば、保護受給者の利便性の向上が図れるほか、回収率の向上につながるものと考えられる。但し、法63条返還金と法78条徴収金では、発生の性質が異なるため、より慎重な検討が必要である。

○法第63条返還金及び法第78条徴収金については、保護費との調整と納付書による対応が混在しており、現場のケースワーカーや債務者から保護費との調整に統一できないかという意見がある。

○法第63条返還金については、本来であれば一括で返還すべきものを、収入があったことを被保護者がすみやかに申告せずに消費してしまう事例が見受けられる。一括での返還が不可能の場合は、履行延期の特約により、やむを得ず分割での返還を認めることとなるが、納付書払では納付が滞ることが非常に多く、未納の債権額が増大する原因となっている。

○本市は合併により行政域が広く、また都市部と違い、十分な公共交通機関もない。よって法第63条費用返還金の分割納付を行う被保護者については、納付月ごとに金融機関等での納付手続きに、少なくない負担を強いっている。被保護者の同意が前提ではあるが、保護金品からの直接返還が可能となれば本人の負担減となるだけでなく、分納計画に基づく確実な納付も見込まれると考える。

○本市における63条債権に係る収入未済額は、平成26年度960件、172,387千円と年々件数、金額とも増加傾向が顕著である。63条債権の場合、生活保護法第78条の2に規定する毎月の保護費との調整という手法が法的に整備されていないことから、より返済が滞りやすい傾向にある。63条債権の円滑かつ確実な徴収業務に資するものであることから本提案に賛同するものである。

○本市においても法第63条による返還金は毎年100件以上発生している。納付にあたっては被保護者本人に金融機関で納入してもらっているが、被保護者には高齢者や障害・傷病を持つ者が多く、納付手続きが負担になっている状況が見られ、支給される保護費から差し引いてもらいたいとの要望が多い。また、一括返還が困難なため長期間に渡る分割納付となるケースも多く、過年度分を含めると法第63条による返還金の債権は件数・金額ともに増え続けており、ケースワーカーと経理担当者にとって催告等の債権管理の事務の負担も大きくなっ

ている。

○法第 63 条による返還金については、被保護者に対して、少しずつでも分納に応じてもらうよう、ケースワーカーが働きかけている。しかし、被保護者が納付書を持って金融機関に支払いに行くという現行の方法では、納付の効率性や確実性に欠け、結果として翌年度に繰り越す債権額が増大している。また、被保護者への返還金の督促や債権管理は、ケースワーカーの負担にもなっている。提案市と同様に制度改正が必要だと考える。

○63 条返還金は強制徴収公債権ではありませんが、78 条徴収金と同じく返還してもらわなければいけない債権に変わりはありません。債権の数としても、63 条返還金の方が多く、被保護者が支給された保護費からお金を納付書にて払うという手間があります。適正な債権管理という点からも、被保護者の同意を得られれば納め忘れもなくなり効率的ではないかと考えます。

各府省からの第 1 次回答

生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であり、生活保護費は、その最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである。また、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)(以下「法」という。)第 58 条において被保護者の保護金品を受ける権利の差押禁止規定が設けられている。

このような制度のもと、先般の法改正において、法第 78 条による徴収金債権については、あくまで被保護者本人に帰責事由のある不正受給によるものであることや、本人からの申出があった場合に限定することなどから、法第 78 条の 2 にて保護費と調整する規定が例外的に設けられたところである。

これに対し、法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、例えば、法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれることから、こうした債権について保護費とあらかじめ調整することが生活保護法の趣旨に反しないか、といった課題があり、慎重な検討を要すると考えている。

なお、現行法に基づく各地方公共団体による運用の中でも、例えば地方自治法施行令第 155 条において歳入の納付方法の 1 つとして口座振替が認められており、被保護者本人の同意に基づきこうした方法を活用することにより、被保護者が福祉事務所や金融機関に出向いて返還金を支払うといった負担を軽減し、また保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能になると考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回の提案は、強制的に調整することができるように求めるものではなく、あくまでも本人からの申出があれば調整することができるように求めるものである。

生活保護法では、第 63 条による返還金について返還義務が明記されており、債権発生原因によって、返還義務に軽重が生じるものでもなく、全額公費で賄われている生活保護制度において、確実に被保護者に返還を求めなければならないという点では第 78 条による徴収金と何ら差異はない。

また、第 63 条返還金の中には、被保護者が保険金等を未申告のまま消費した結果、一括納付できず止む無く分割納付しているものがあり、被保護者に責がありながら調整納付できるのが 78 条徴収金に限定するのは公平性に欠けていると考える。

「生活保護費はその最低限度の生活の需要を満たし、かつそれを超えない基準で支給されるものである」という法の趣旨から調整が困難ということであれば、保護費のやり繰りにより返還金を求めること自体が、そもそも法の趣旨に反していないかという疑問が生じる。

なお、差押禁止規定については、①本人の申出、②月々の返還金の額への配慮、③撤回の自由の担保、これらの手続を踏むことで生活保護法の趣旨に反しないと考える。

口座振替については、①手数料の負担②口座振替前に全ての預金を引き出されることによる振替不能などのため納付書払への振り替えや納付指導・督促等債権管理や手続きが煩雑となる問題がある。また一部の指定都市において口座振替による返還金の納付を実施しているが、口座振替を実施していない指定都市と比べて収納率が高くなっているというデータはなく、口座振替の実施が適正な債権の回収に繋がるものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

生活保護法の性質上、被保護者の保護金品については、法第 58 条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであって、弾力的解釈を許さないものとして、法が構築されたと認識しています。

しかし、生活保護行政運営上の現実的要請を受けた法第 78 条の 2 の創設は、「徴収金の確実な徴収を図る観

点から、受給権譲渡禁止(法第 59 条)の例外となるが、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、受給権保護との関係で問題にはならず、また、保護費との相殺に係る規定は、不正受給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第 58 条)と矛盾をすることは無い。」と説明されていますが、まさしく、「弾力的解釈」に道を開いた規定であったと理解しています。

法第 63 条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出をした生活保護の受給者に限ること、また、保護費から差し引く金額についても、保護の実施機関が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断をされた範囲内にとどめること」等々の要件を明確化すれば、次期法改正のメニューのひとつに充分なると考えます。

法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されると聞いています。平成 29 年度の次期生活保護制度の在り方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いします。

【長崎市】

口座振替については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で預貯金口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替時における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、債権発生原因や被保護者の生活状況を考慮したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、納入の利便性等に寄与する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できた方が、徴収経費の軽減、徴収手続きの簡素化及びより確実な収納指導に繋がるとともに、収納率増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第 25 条の理念に基づき、国民に対し最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○「経済財政運営と改革の基本方針 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)及び「経済・財政再生計画改革工程表」(平成 27 年 12 月 24 日経済財政諮問会議)において、平成 29 年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに係る平成 30 年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、この中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施など今後の検討スケジュールを示していただきたい。

○口座振替は、振替前に保護費が全額引き出されてしまう等の課題があり、債権回収手段として十分ではないことを認識しているのであれば、差押え可能な資産等が乏しいと考えられる被保護者については地方自治法等の規定に基づく強制執行等の手続による債権回収はほぼ見込めないため、確実な債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。

○「(生活保護)法第 63 条の債権発生原因を見ると、地方公共団体による事務手続き上の瑕疵など被保護者に責がないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の帰責事由の有無により、債権額の調定に当たって一定の配慮をすることなどで、本提案を実現できるのではないかと。

○返還金の債権者となる保護の実施機関は保護の決定権限も有しているため、被保護者の(生活保護法第 78 条の 2 に規定する)申出の任意性に疑義が生じうることであるが、被保護者の申出の任意性を担保する手段を併せて講ずること、本提案を実現できるのではないかと。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

205

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護費における返還金等取扱事務の規制緩和について

提案団体

広島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

遺族が申立書を提出した場合や連絡しても回答がもらえない場合には、相続放棄があったものとして扱えるよう、運用改善を求める。

具体的な支障事例

広島市では、平成28年3月時点で約27,000人が生活保護を受給しているが、収入があるにもかかわらず未申告であったり、年金を過去に遡って受給するなど、様々な理由によって被保護者に対する返還金債権が発生している(生活保護法第63条に基づく返還金については平成26年度は1,646件)。
こうした返還金債権の取扱いについて、平成27年12月に厚生労働省の通知が改正され、より厳格な管理が求められることとなった。公債権であり厳格に管理すべきことは当然であるが、返還金等を未納のまま本人が死亡するケースも存在する。
このようなケースに対して厚生労働省の通知通りの厳格な債権管理を行うことは、回収が極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなり、費用対効果の面からも合理的とはいえない。また、保護受給中の債務者への納付指導や、生活保護法の本来の目的である世帯の自立助長に係る指導に時間をあてることができなくなる。この点、扶養義務者の多くが債務者に対して援助ができない経済状況であり、債務者が死亡した場合であっても劇的に経済状況が好転していることは極めて稀であるため、大半は相続放棄を申し出てくることとなる。しかしながら、厚生労働省の通知通りの手続きを行うとなると、相続人全員から家庭裁判所が発行する相続放棄の申述書を徴取する必要があるため、過大な事務が発生する。
このため、例えば、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものとして取り扱うなど手続きの簡素化を認めていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生活保護受給者は増加傾向にあり、平成21年度には約22,000人であったが、平成28年3月には約27,000人と5年間で20%以上も増加している。
広島市においてもケースワーカーを増員するなどして対応を図っているが、職員一人当たりの担当世帯数は、全市の平均で約86世帯であり、地区によっては、90世帯を超えて担当している者もいることから、ケースワークに必要な時間が十分に確保されているとはいえない。
このため、債権管理の方法を合理化することができれば、事務負担が軽減され、ケースワークに必要な時間を確保できるため、被保護者の自立助長に係る指導に時間をあてることができるようになる。

根拠法令等

生活保護法第75条、厚生労働省社会・援護局課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鹿角市、川越市、秩父市、新宿区、多摩市、名古屋市、春日井市、豊田市、城陽市、堺市、八尾市、寝屋川市、雲仙市

○本市でも返還金等を未納のまま本人が死亡廃止となるケースが数多く存在する。このようなケースに対し、厚生労働省の通知通りの債権管理を行うことは、極めて困難な債権の管理に時間を費やすこととなる。特に死亡したケースが高齢者の場合、扶養義務者である親兄弟も既に死亡しているケースや80代、90代であることが多く、相続人から何の回答も得られないことが多い。

○死亡した債務者の債権管理については苦慮しているところである。死亡した債務者と相続人との関係が途絶していることが多く、民法に基づく法定相続人の調査をし、連絡を取ろうと試みることは極めて困難となっている。相続人とのこれまでの経緯や関係により(幼少期の遺棄、借金を負わされた、相続人の家庭を壊しかねない等)、取扱い事務の緩和を求めるところである。

○債務者と相続人の間では、長年に渡り音信不通となっているケースが多く、実施機関から相続人に対し相続についての申立書の送付を求めても回答が無いことが非常に多い。このため、回答が無い場合についての取り扱いについて、運用の改善が必要と考える。

○生活保護債権について、債務者である被保護者が死亡した場合、相続放棄がされるまでは、相続人に対して返還を求めるとなる。また、相続人への督促等がされていないと、国費の精算対象ともされない。しかし、現実的には、被保護者の生活歴から相続人との関係が悪化している事例が多く、返還を求めると相続放棄を求めることは非常に困難である。特に相続放棄をすることについて法的な義務はなく、経費や手間がかかることから相続放棄を求める事務は本県においても相当な負担となっている。

○当市でも、各ワーカーが標準数を超えてケースを担当している。その中で厚生労働省の通知通りの債権管理を行うことは、合理的ではない。また、保護廃止後の債権管理に時間を割くことで、保護受給世帯の自立助長に係る指導に時間をあてることができなくなることも問題である。これに対して、広島市の事例案のように、相続人からの相続放棄の申立書で代用することや申立書を提出するよう2回依頼しても相続人からの回答がない場合は、相続放棄したものと取り扱うなど手続きの簡素化が可能となれば合理的な事務処理となるものと思われる。

○本市においても単身の高齢世帯の受給者が増加しており、返還金等が未納のまま死亡するケースが増えている。その際に相続を拒否するケースが多数発生しているが、返還金については、相続人を特定するために死亡した債務者の戸籍を調査し、相続人の確認や相続の有無の確認、相続人が複数いる場合は各相続人に対し法定相続分に応じた額の支払いの請求や相続放棄の場合は、相続人全員からの相続放棄申述受理通知書等の徴取など、本来の生活保護業務とは関係ない業務負担が増大している。このため、相続放棄の場合の確認については、相続人からの申立書や回答なしの状況でも適正な債権管理として認められるよう運用の改善を求める。

○経済的理由で扶養義務者からの援助が期待できないケースが多く、DV等様々な事情で扶養照会さえもできないケースもある。被相続人となった被保護者は生活保護基準を満たしていたものであり、承継する資産があることは稀であって、相続人があえて相続することは期待できない中、全ての相続人から相続放棄の申述書の提出を求めることは、事務負担が過大となるため、相続人から実施機関の市等に対する相続放棄の意思表示によって対応できるよう認めていただきたい。

○法第 63 条の返還金については、市のマニュアルに定める債権管理に従い回収を行って、回収不能な債権については地方自治法等により不納欠損していくことになる。しかし、厚労省社会・援護局通知による返還金等取扱事務の内容は厳しいものであり、債権管理に要するケースワーカーの労力や時間を考慮すると、生活保護事務に係る市の財政負担は増大する。提案市と同意見である。

○生活保護を受けるにあたり扶養調査を行い、経済的支援が出来ない場合が多いなか、被保護者死亡したことにより債権を相続人に請求しても納付できないことが多いと思われます。また、相続人の調査を行い相続放棄手続を勧めても、なかなか相続放棄の手続きをしないケースもありえる中、費用対効果がないように思えます。当市においても職員人数が限られている中、保護受給中の者に対する本来のケースワークに支障が生じます。

各府省からの第 1 次回答

平成 22 年 10 月 6 日付け社会・援護局保護課長通知(社援保発 1006 第 1 号、第 2 次改正 平成 27 年 12 月 8 日)では、生活保護に係る返還金等債権の督促等の手続きに関して、債務者が死亡した場合には、「すみやかに法定相続人及び法定受遺者の存否や居住地等について調査を行うとともに、死亡した債務者の債務内容及

び金額等をあらかじめ伝えたいというすみやかに相続の意思を確認すること。」と記載している。
その具体的な内容については、国庫負担金の適切な精算を行う観点から、地方公共団体が不能欠損を適切に処理しているか確認する「不能欠損調書」において、家庭裁判所が発行する申述書を手続き上の確認手段のひとつとして例示している。
これは、地方公共団体における他の一般的な債権管理と比較して、生活保護に係る債権について特別な取り扱いを定めるものではない。生活保護法に基づく返還金等債権については、地方公共団体の債権として、地方自治法等を遵守した上で適切に対処されるものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

生活保護受給者の場合、その多くは、扶養義務者からの経済的援助を期待できない現状があり、中には、絶縁状態にいる者も少なくない。また、生活保護受給者が死亡した後にその扶養義務者の経済状況が劇的に好転することは稀であるため、扶養義務者が生活保護受給者の死亡後に相続した債務を率先して返済することはほとんどなく、債権回収の可能性が極めて低い。
こうした実態を踏まえた中で、地方公共団体も生活保護に係る費用を負担しており、適切な精算を行う義務を市民に対して負っているため、事務の簡素化を図る観点から、遺族が相続放棄の申立書を提出した場合や遺族に連絡しても回答が無い場合には、返還金債権の不納欠損を適切な処理として認めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八尾市】

平成27年10月20日の会計検査院の強い指摘を受けて、同年12月8日に、すぐさま厚労省が改正した課長通知「生活保護費国庫負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」は、確かに原則的な内容ですが、実務的には事務の過大な負担をもたらすものと考えます。
今後、肝要となるのは、債権管理体制の強化であり、引き続き、地方の意見を十分に踏まえていただき、返還金等取扱事務にかかる運用改善をお願いします。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害救助法に規定する救助の種類への「福祉」の追加

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害救助法第4条の救助の種類に「福祉(介護を含む。)」を、同法第7条の「救助に従事させることができるもの」に「福祉(介護)関係者(社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員)」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援(要配慮者に必要な支援の把握・調整、避難環境の整備・調整、介護、相談援助など)が、災害救助の基本施策の一つであることを明確化する。

具体的な支障事例

【現状】

災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉(介護を含む)」に関する規定はなく、位置づけが不明確。

東日本大震災津波では県内福祉専門職能団体が行った要配慮者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動と見なされたものは、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費から支弁された。

【支障事例】

災害時において、要配慮者に対する様々な福祉的支援が必要となるが、福祉・介護等専門職員による支援について、災害時の位置付けが不明確であることから、救助に必要な際に、都道府県知事が従事命令を行うことができず、適切な支援体制の確保が困難である。

【制度改正の必要性】

東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところ。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

災害救助法の救助の種類に福祉を規定することで、位置付けが明確となり、福祉・介護等専門職員の派遣が速やかに行われ、災害時における要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成23年4月15日付事務連絡「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取り扱いについて」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茂原市、上越市、静岡県、滋賀県、京都府、徳島県、宇和島市、大牟田市、宮崎県

○災害救助法において「福祉（介護を含む）」が明確に規定されておらず、位置付けが不明確である。本県においては、「災害福祉広域支援ネットワーク」の構築を検討しているが、その福祉人材派遣の費用負担の規定の根拠について、法令上の位置づけが不明確なため苦慮している。災害救助法における救助の種類に福祉を位置づけることで、介護職員等の福祉人材の派遣が迅速かつ適切に行われるものと考えられる。

○本市の高齢化率は36.0%で、今後、将来的には40%を超えることが予想されている。このような背景をもとに、介護あるいは要配慮者への支援は重要課題として取り扱われるべきであり、災害時の支援について、明確に位置付ける必要があると思われる。

○過去の災害において、要配慮者支援が避難所設営に係る経費として整理され、災害救助費から支弁された実績があり、それが各種災害において一般化できるのであれば、制度の改正を検討してもよいと考える。

○当団体地域防災計画 震災編（平成26年修正）において、当団体（福祉保健局）は、福祉関係団体等の協力によるボランティア派遣について、区市町村に対する広域的支援を実施することとされている。しかし、福祉支援が災害救助法上に位置付けられていないことが、発災時の円滑な支援活動の妨げとなるおそれがあることは、当団体においても同様である。

○熊本地震においても避難所における福祉的な支援の重要性は再認識されたところであり、要配慮者の対応を迅速かつ適切に行うためには、「福祉」を災害救助法に規定する救助の種類に追加することが必要であると考えられる。

○東日本大震災においても熊本地震においても、福祉的支援へのニーズは高く、災害毎の取扱ではなく、法に明確化することで、要配慮者支援に係るより迅速な対応が可能となる。

○現在、要配慮者に対する救助の種類には「避難所の設置」しかなく、どこまでが要配慮者に対する救助として対象となるのか不明確な部分があるため、「福祉（介護を含む）」の救助の種類を明確に規定し、災害時における要配慮者に対する福祉的支援を実施し、要配慮者への適切な支援を行う必要がある。

各府省からの第1次回答

災害救助法に規定する救助の種類等への「福祉」の追加することについては、災害救助法を所管する内閣府において、必要性等を検討していただくことになると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害時において、発災直後から膨大な福祉的支援ニーズが緊急的に発生する場合があります。一般の避難所に避難し混乱した住民の中から要配慮者を把握した上で、福祉避難所への移送や福祉施設への緊急入所などの判断、受け入れ先との調整などを行うため、相当数の福祉専門職が集中的に必要となる。

災害救助法に基づく応急救助に「福祉」を追加することを求める理由は、被災等により自治体や福祉施設等の機能が著しく低下している中で、自らも被災者となり得る被災地の福祉専門職のみで、これらの膨大な福祉的支援に対応することが困難であることは、東日本大震災津波の経験からも明らかで、避難後、直ちに福祉的支援を行うことにより、環境の変化への対応が困難な要配慮者個々の状態に応じた適切な生活環境を確保するとともに、生命の危機にも至りかねない急激な心身の機能の低下等を防ぐ観点から、一刻も早い対応が強く求められるためである。

発災後から継続的な福祉的支援につなげるまでの緊急的な対応が必要とされる期間（被災した自宅等や一般の避難所及び福祉避難所から長期的支援を行う福祉施設へ移行するまで）における被災地での福祉的支援活動について、災害救助法による救助に福祉を位置付けるとともに、災害派遣福祉チームなどの福祉専門職を迅速かつ適切に派遣できる体制を整備することが必要であるので再検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

- ・福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協議などなく迅速な派遣が可能となる。
- ・災害救助法における応急救助は、医師帯同という制約があるが、東日本大震災でも熊本地震でも、災害発生の都度、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が発出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要なことは明確であり、応急救助に福祉的支援を明文化していただくことで、今後、通知の発

出の手間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害派遣福祉チームの制度化

提案団体

岩手県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

災害時に避難所や福祉避難所において、要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、福祉専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化し、その組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備をすすめ、都道府県の相互応援体制を構築するため、当該チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省において平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」が創設され、一部の都道府県においては、体制整備が進められてきているものの、「災害派遣福祉チーム」を派遣・調整するシステムが存在しないため、被災県へのチーム派遣手順が不明確であるなど、都道府県の相互応援体制が構築されておらず、迅速にチーム派遣を行うことが困難。

熊本地震では、岩手県災害派遣福祉チームを熊本県に派遣したが、派遣・調整システムが存在しないため、直接、被災県と交渉せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、全ての都道府県において災害福祉支援体制の整備が進むほか、都道府県の相互応援体制が構築される。また、災害派遣福祉チームの派遣や調整を行う全国的な組織ができることで、大規模災害時でも要配慮者への支援が迅速かつ適切に行うことができる。

根拠法令等

災害救助法第4条、第7条

平成28年3月4日付事務連絡

（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金^⑩災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業）

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、上越市、新宿区、静岡県、浜松市、滋賀県、徳島県、大牟田市、熊本県

○本県では、施設間の福祉人材の派遣、受入れの相互支援体制を構築するため、県内福祉団体等で構成する福祉的支援の広域ネットワークの構築を進めている。

上記の構築を進める上では、現在、災害時における福祉人材の派遣、受入れに関する全国的なルールがな

く、取組状況も都道府県で異なっているため、大規模災害時における都道府県の枠を越えた相互支援体制を確立することが課題となっている。都道府県を越えた派遣、受入れを円滑に行うことができるよう、国として全国統一のルールを設けることが必要である。

○東日本大震災において高齢者、障害者等の要援護者を避難所等で支援するための福祉・介護の専門職の派遣の仕組みがなく、必要な支援が困難となっていたことから、提案のあった制度化は必要なものとする。

○当団体においても、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」により、社会福祉協議会を事務局として検討を継続している。災害派遣福祉チームを派遣・調整する全国的なシステムを設ける必要性は当団体においても同様である。

○本県ではまだ「災害派遣福祉チーム」の組成について検討段階ではあるが、今後、チームの組成・研修・訓練等を実施するにあたり、都道府県単独では、困難な課題も多いと考えられることから、岩手県のご提案のとおり、災害派遣福祉チームの制度化は必要であるとする。

○市町村における福祉避難所の指定を進めるにあたり、生活支援・心のケア・相談等を行う専門知識をもつ生活相談職員の配置の確保が課題の一つとなっており、当団体の派遣チーム（災害派遣ケアチーム）による支援のほか、全国的な制度化による都道府県単位での相互応援も可能となれば、福祉避難所の指定に係る民間施設等の協力も得やすい。

○本県では、災害発生時の介護福祉ニーズを把握し、支援調整に対応するため、県職員による「県介護福祉コーディネーター」を配置しており、「災害派遣福祉チーム」が制度化されることにより、広域的な支援活動をよりスムーズに行うことが可能になる。

○災害時に福祉避難所等において、高齢者及び障害者等要配慮者の個々の状況に応じた介護・介助などを支援する、事業者やボランティアの確保は大きな課題である。そのために、人材の育成をはじめ、広域にわたり相互の支援や派遣ができる体制を整備することは重要である。

○熊本地震の発災直後の時期において、本県には、他県のチーム派遣について調整する余裕はなかった。災害福祉チームの派遣については、派遣の可否、被害の状況、被災者のニーズ、交通や宿泊の状況など、調整する項目が多岐にわたるため、全国的なシステムを設けることで、被災した自治体に過重な負担をかけることなく、スムーズにチームを派遣することができるものとする。

各府省からの第1次回答

災害時要援護者に対する広域的な福祉支援体制の構築については、平成26年度より、「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、体制構築に向けた検討や派遣チームの編成・訓練、関係団体のネットワークづくりなど、各都道府県による取組を支援しているところ。

現状、本事業の交付実績（平成27年度）は20自治体であるとともに、具体的な支援体制を構築済みの自治体は10自治体に留まっており、多数の自治体において未だ具体的な体制の構築には至っていない状況にある。こうした状況を踏まえれば、本事業を着実に推進していくこと等を通じて、まずは各都道府県における体制整備を図ることが必要と考えており、厚生労働省としては、岩手県を始め、先駆的な自治体の実践の内容や課題等を十分に把握し、これらに関係者間で幅広く共有することなどを通じて、本事業の一層の普及を図りつつ、全国的な災害福祉支援体制の構築に努めてまいりたい。

なお、熊本地震における岩手県の活動内容については、詳細を十分にご教授いただき、今後の検討の参考とさせていただきます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各都道府県による災害派遣福祉チーム設置等の取組は、全国的に共通化されたものではなく、熊本地震において本県のチームを派遣するに当たっても熊本県と直接調整せざるを得ず、チーム派遣まで相当の時間を要した。

今後想定される大規模災害に備えるためには、具体的な支援体制を構築済みの自治体を中心に、早急に災害派遣福祉チームを制度化し、都道府県のチームを派遣・調整する全国的なシステムを構築することにより、活動内容の共通化など相互応援体制が整備され、被災地の要配慮者への福祉支援を迅速に行うことが可能となるものと思われることから、全国的な災害福祉支援体制の速やかな構築についてお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本県】

災害はいつ起こるか分からないものであり、具体的な支援体制を構築済みの自治体が10自治体である現在の

状況においても、都道府県の相互応援体制の構築のために全国的な派遣・調整のシステムが必要である。
また、災害派遣福祉チームの取り組みを全国的に広げるため、今後とも「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」の推進により、各都道府県における支援体制の構築についても併せてお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管府省からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事実関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

122

提案区分

A 権限移譲

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

認定子ども園に関する情報提供等の権限移譲

提案団体

大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定子ども園法)第28条から第30条に基づく情報の提供、変更の届出の受理、報告の徴収等について、認可、認定または届出の受理に係る権限を有する自治体等が行えるよう法令を改正する。

具体的な支障事例

認定子ども園法第28条から第30条の権限について、第19条の規定により、政令指定都市・中核市が幼保連携型認定子ども園の認可等の権限を有するにも関わらず、市で変更届の受理などできないこととなっている。変更届の受理(第29条)や運営状況報告(第30条)は、全ての認定子ども園において府に権限があり、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定子ども園においては、市が認可しているにも関わらず、変更届等は府に届け出ることとなっている。

そのため、変更内容が市の認可基準に適合しているか確認できず違法状態が生まれる可能性があり、指導監査等他の事務への影響も大きい。

例えば、市が認可⇒事業者が変更届を府に提出⇒市が指導監査を実施 となった場合、市は変更届が出された事実をわからないまま指導監査を行うことになってしまう。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可・認定等の権限と、認定子ども園法第28条から第30条の権限の所在を一致させることで、認可・認定等の権限を有する自治体等が、第28条から第30条に係る事務を行うことが可能となり、業務の効率化につながる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第28条、第29条、第30条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、福島県、神奈川県、長野県、倉敷市、広島県、高知県、北九州市、大分市、沖縄県

○認可権限と教育・保育の実施主体を一致すべきであり、本県でも既に国に要望している内容である。実際にも事務の迅速化の観点で支障が生じている。

○認可権限と合っておらず、事業者にとってわかりにくく、自治体の事務も複雑になっている。

○本県では、実務上、政令指定都市・中核市に所在する幼保連携型認定子ども園からの変更届及び運営状況

報告の提出については、当該政令指定都市・中核市を経由して提出を受けているが、制度的に認可等の権限を有する自治体が受理するかたちにするには、業務の効率化につながると考える。

各府省からの第1次回答

情報の提供については、都道府県が管内の情報を集約して行うこととしているが、当然市町村もそれぞれで管内の情報提供を行うことは差し支えない。変更の届出等の規定については、幼保連携型認定こども園以外の認定権限の移譲と併せて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第28条(情報の提供)、第30条(運営状況の報告)についても、認可権限を有している者と事務実施者が異なっているため、業務効率化の観点から、第29条の変更届と併せての移譲を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福島県】

認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼保連携型認定こども園における変更届等については、市で受理できるようにすべきである。

【全国市長会】

第28条(情報提供)に関し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に関し、指定都市への移譲については積極的な検討を求める。中核市への移譲については手挙げ方式も含めた検討を求める。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運 送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等用に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県

○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。
進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下、「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進めにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとられない産業については農工法

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」ものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】
現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとしないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができる」とされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めるとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都府関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—